

## 令和6年関川村議会3月（第3回）定例会議会議録（第1号）

### ○議事日程

令和6年3月7日（木曜日） 午前10時00分 開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議会運営委員長報告
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 一般質問
- 第 5 議案第 7号 関川村空き家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例
- 第 6 議案第 8号 関川村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の全部を改正する条例
- 第 7 議案第 9号 関川村指定介護予防支援等の事業に関する基準等を定める条例の全部を改正する条例
- 第 8 議案第10号 関川村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の全部を改正する条例
- 第 9 議案第11号 関川村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の全部を改正する条例
- 第10 議案第12号 関川村課制条例の一部を改正する条例
- 第11 議案第13号 関川村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 第12 議案第14号 関川村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 第13 議案第15号 関川村議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 第14 議案第16号 関川村特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第15 議案第17号 関川村一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第16 議案第18号 関川村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第17 議案第19号 関川村精神障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例
- 第18 議案第20号 関川村介護保険条例の一部を改正する条例
- 第19 議案第21号 関川村有温泉条例の一部を改正する条例
- 第20 議案第22号 関川村道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例

- 第 2 1 議案第 2 3 号 過疎地域持続的発展計画の変更について
  - 第 2 2 議案第 2 4 号 下越福祉行政組合の共同処理する事務の変更及び規約の変更について
  - 第 2 3 議案第 2 5 号 財産の無償譲渡について
  - 第 2 4 議案第 2 6 号 令和 5 年度関川村一般会計補正予算（第 1 0 号）
  - 第 2 5 議案第 2 7 号 令和 5 年度関川村国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
  - 第 2 6 議案第 2 8 号 令和 5 年度関川村国民健康保険関川診療所特別会計補正予算（第 3 号）
  - 第 2 7 議案第 2 9 号 令和 5 年度関川村介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
  - 第 2 8 議案第 3 0 号 令和 5 年度関川村簡易水道事業会計補正予算（第 4 号）
  - 第 2 9 議案第 3 1 号 令和 6 年度関川村一般会計予算
  - 第 3 0 議案第 3 2 号 令和 6 年度関川村国民健康保険事業特別会計予算
  - 第 3 1 議案第 3 3 号 令和 6 年度関川村国民健康保険関川診療所特別会計予算
  - 第 3 2 議案第 3 4 号 令和 6 年度関川村介護保険事業特別会計予算
  - 第 3 3 議案第 3 5 号 令和 6 年度関川村後期高齢者医療特別会計予算
  - 第 3 4 議案第 3 6 号 令和 6 年度関川村宅地等造成特別会計予算
  - 第 3 5 議案第 3 7 号 令和 6 年度関川村有温泉特別会計予算
  - 第 3 6 議案第 3 8 号 令和 6 年度関川村下水道事業会計予算
  - 第 3 7 議案第 3 9 号 令和 6 年度関川村簡易水道事業会計予算
  - 第 3 8 同意第 1 号 関川村教育委員会委員長の任命につき同意を求めることについて
  - 第 3 9 同意第 2 号 関川村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 

○本日の会議に付した事件

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議会運営委員長報告
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 一般質問
- 第 5 議案第 7 号 関川村空き家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例
- 第 6 議案第 8 号 関川村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の全部を改正する条例
- 第 7 議案第 9 号 関川村指定介護予防支援等の事業に関する基準等を定める条例の全部を改正する条例
- 第 8 議案第 1 0 号 関川村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の全部を改正する条例

- 第 9 議案第 1 1 号 関川村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の全部を改正する条例
- 第 1 0 議案第 1 2 号 関川村課制条例の一部を改正する条例
- 第 1 1 議案第 1 3 号 関川村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 第 1 2 議案第 1 4 号 関川村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 第 1 3 議案第 1 5 号 関川村議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 第 1 4 議案第 1 6 号 関川村特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第 1 5 議案第 1 7 号 関川村一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第 1 6 議案第 1 8 号 関川村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第 1 7 議案第 1 9 号 関川村精神障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例
- 第 1 8 議案第 2 0 号 関川村介護保険条例の一部を改正する条例
- 第 1 9 議案第 2 1 号 関川村有温泉条例の一部を改正する条例
- 第 2 0 議案第 2 2 号 関川村道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例
- 第 2 1 議案第 2 3 号 過疎地域持続的発展計画の変更について
- 第 2 2 議案第 2 4 号 下越福祉行政組合の共同処理する事務の変更及び規約の変更について
- 第 2 3 議案第 2 5 号 財産の無償譲渡について
- 第 2 4 議案第 2 6 号 令和 5 年度関川村一般会計補正予算（第 1 0 号）

○出席議員（10名）

1 番	小 澤 仁 君	2 番	加 藤 つや子 君
3 番	川 崎 哲 也 君	4 番	近 敬 志 君
5 番	近 壽 太 郎 君	6 番	加 藤 和 泰 君
7 番	高 橋 正 之 君	8 番	菅 原 修 君
9 番	平 田 広 君	1 0 番	鈴 木 紀 夫 君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第 1 2 1 条の規定により出席した者

村 長	加 藤 弘 君
副 村 長	角 幸 治 君
教 育 長	佐 藤 修 一 君
総 務 課 長	野 本 誠 君
脱炭素推進室長	大 島 祐 治 君
住民税務課長	田 村 清 洋 君
健康福祉課長	渡 邊 浩 一 君
農 林 課 長	富 樫 吉 栄 君
建 設 課 長	河 内 信 幸 君
教 育 課 長	渡 邊 隆 久 君
健康福祉課参事	佐 藤 恵 子 君
診療所事務長	須 貝 博 子 君

---

○事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長	熊 谷 吉 則
議 会 事 務 局 副 主 幹	小 池 由 美 子

午前10時00分 開会

○議長（小澤 仁君） おはようございます。

ただいまの出席議員は10名です。定足数に達していますので、これより令和6年3月（第3回）関川村議会定例会議を開会します。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

議事進行によろしくご協力をお願いします。

例規集等の閲覧のため、議員及び執行部の皆さんにのみ、議場におけるタブレット端末等の使用を許可します。

---

日程第1、会議録署名議員の指名

○議長（小澤 仁君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会議の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、9番、平田 広さん、10番、鈴木紀夫さんを指名します。

---

日程第2、議会運営委員長報告

○議長（小澤 仁君） 日程第2、議会運営委員長の報告を行います。

議会運営委員長から、本定例会議の会議日程（案）及び議案の取扱いについて報告をお願いします。議会運営委員長。

○議会運営委員長（近 壽太郎君） おはようございます。

本定例会議の会議日程及び議案の取扱い等について申し上げます。

去る2月27日、令和6年3月（第3回）定例会議の運営について、役場第2会議室において、委員及び議会事務局職員出席の下、議会運営委員会を開催いたしました。

その協議の結果について報告します。

最初に、会議日程については、お手元に配付の会議日程表（案）のとおりです。

まず、本日の会議では、会議日程の決定後、諸般の報告を行い、その後、村長の施政方針説明、一般質問、各議案の上程を行います。

なお、令和6年度各会計の当初予算（案）については、予算審査特別委員会を設置して審議を行います。

8日金曜日は、常任委員会を開催し、付託議件の審査を行います。常任委員会終了後から11日月曜日まで予算審査特別委員会を開催し、各会計予算の審査を行います。12日火曜日から15日金曜日まで及び18日月曜日は、議案調整及び各委員長の事務整理日とします。19日火曜日は、

午後3時から本会議を開催し、各委員長から委員会審査の報告を受けた後、質疑・討論・採決を行います。なお、追加議案が上程された場合は、当日審査を即決とします。

次に、議案等の取扱いについて申し上げます。

議案第7号は、条例の全部改正案件です。単独上程し、提案理由の説明を求め、質疑・討論を行い、即決とします。

議案第8号から議案第11号まで、以上4件は、条例の全部改正案件です。一括上程し、提案理由の説明を求め、質疑・討論を行い、即決とします。

議案第12号は、条例の一部改正案件です。単独上程し、提案理由の説明を求め、質疑・討論を行い、即決とします。

議案第13号及び議案第14号は、条例の一部改正案件です。一括上程し、提案理由の説明を求め、質疑・討論を行い、即決とします。

議案第15号及び議案第16号は、条例の一部改正案件です。一括上程し、提案理由の説明を求め、質疑・討論を行い、即決とします。

議案第17号から議案第22号まで、以上6件は、条例の一部改正案件です。それぞれ単独上程し、提案理由の説明を求め、質疑・討論を行い、即決とします。

議案第23号は、過疎計画の変更案件です。単独上程し、提案理由の説明を求め、質疑・討論を行い、即決とします。

議案第24号は、組合の共同処理事務及び規約の変更案件です。単独上程し、提案理由の説明を求め、質疑・討論を行い、即決とします。

議案第25号は、財産の無償譲渡案件です。単独上程し、提案理由の説明を求め、質疑・討論を行い、即決とします。

議案第26号から議案第30号まで、以上5件は、令和5年度各会計の補正予算案件です。それぞれ単独上程し、提案理由の説明を求め、質疑・討論を行い、即決とします。

議案第31号から議案第39号まで、以上9件は、令和6年度各会計の当初予算案件です。一括上程し、提案理由の説明を求めます。その後、9人で構成する予算審査特別委員会を設置してこれに付託します。

同意第1号及び同意第2号は人事案件です。それぞれ単独上程し、提案理由の説明を求め、質疑・討論を行い、即決とします。

次に、一般質問について申し上げます。

一般質問の通告は2月21日正午で締め切り、6名の方が本定例会議において質問を行います。

次に、請願・陳情につきましては、お手元に配付の請願・陳情文書表のとおりです。所管の常任委員会において審査をお願いします。

最後に、議員派遣は令和6年度に派遣が必要なものを一覧にして議長提案とします。

以上で報告を終わります。

○議長（小澤 仁君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） 質疑なしと認めます。委員長、ご苦労さまでした。

お諮りします。本定例会議の会議日程は、議会運営委員長報告のとおりとしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） ご異議なしと認めます。したがって、本定例会議の会議日程は、お手元に配付の会議日程表のとおり決定しました。

---

### 日程第3、諸般の報告

○議長（小澤 仁君） 日程第3、諸般の報告を行います。

本定例会議までに受理した請願・陳情等は、お手元に配付しました文書表のとおり、所管の常任委員会に付託しましたので、報告します。

地方自治法第235条の2第3項の規定により、令和6年1月分の例月出納検査結果報告書が提出されています。議員控室に保管してありますので、ご覧ください。

以上で諸般の報告を終わります。

村長から、定例会議開会に当たり、挨拶と施政方針説明について申出がありました。これを許可します。村長。

○村長（加藤 弘君） 関川村議会3月定例会に際し、令和6年度の各会計予算をはじめとした諸議案の審査をお願いするに当たり、村政運営に臨む所信の一端と施策の概要を述べ、議員各位並びに村民の皆様にご理解、ご協力を賜りたいと存じます。

今年は年明け早々能登半島地震が発生し、多くの尊い生命や財産が一瞬のうちに失われてしまいました。亡くなられた皆様のご冥福をお祈りいたしますとともに、被災された皆様にお見舞いを申し上げます。一日も早く日常が取り戻せるようご祈念申し上げます。

当村では、一昨年8月、記録的な豪雨に見舞われ、荒川流域を中心に甚大な被害が発生しました。これまで、広範囲にわたり被害を被った道路や河川、農地、農業用施設などの復旧に向けて全力で取り組んでまいりました。新年度は、甚大な被害のあった河川や、河川等との調整で遅れていた農地など、復旧途上の箇所の復旧に注力し、復旧事業に区切りをつけるとともに、今後の水害発生も念頭に置きながら、新たな治水対策にも取り組んでまいります。

特に甚大な被害を受けた高田湯沢地区においては、国、県と連携を図りながら、土砂災害対策、

浸水被害の軽減対策に取り組んでいく必要があります。村としましては、引き続き地域の皆様の声を聞きながら、防災対策を進めてまいります。

米坂線の復旧については、新潟・山形両県及び沿線の被災市町村が米坂線復旧の課題などを話し合う検討会議を開催しているところです。JRからは、鉄道での復旧に厳しい認識が示されていますが、村としましては、広域公共ネットワークとして、また、高校生等の通学手段としての重要性から、県及び沿線市町村と連携し、JRに対し鉄道の早期復旧を引き続き強く訴えてまいります。また、鉄道の代替バスの運行につきましても、利用しやすいダイヤとなるよう働きかけてまいります。

さて、世界に目を向けますと、ロシアのウクライナ侵攻に加え、中東での紛争が勃発するなど、不安定な世界情勢の下、世界経済にも様々な影響が出ております。村でも、こうした世界情勢や円安の影響によって、光熱水費や食料品の値上げなど、物価高騰が収まらない状況にあります。村ではこれまで、暮らし応援商品券の発行や事業者支援などを行ってきたところであり、今後もこれらの動向に注視しながら、必要な施策を行ってまいります。

人口減少問題は、依然厳しい状況が続いています。昨年暮れに厚労省の研究機関が2050年の将来人口を発表しました。全国では、東京都以外の全道府県で人口が減少し、新潟県においては3割の減、当村においてはおよそ半減し、2050年には2,300人になることが見込まれるという厳しい予想が発表されました。

東京への一極集中がなお続いています。村としては人口減少社会に正面から向き合い、村の将来像をイメージしながら、そのための方策を着実に講じ、若い世代から支持される将来に希望を持てる村づくりを実践してまいります。

関川村の豊富な自然や資源を活用し、地域活性化を図るためとして取り組んでおります脱炭素事業については、昨年、脱炭素事業の根幹を担う「せきかわふるさとエネルギー株式会社」を設立させたところです。新年度は、本格的に事業に着手し、村では、自営線マイクログリッドの構築、公共施設の省エネ設計と工事を進め、ふるさとエネルギーでは、再生可能エネルギーの電源開発を中心に事業を進めることとしています。

地球温暖化を起因とする気候変動の影響は当村にも及んでおり、その影響は、今後ますます深刻化する恐れがあります。そこで、村としましては、2050年までに温室効果ガス排出の実質ゼロを目指すことを宣言し、国内での脱炭素の先導的な役割を担うとともに、地域経済の活性化につながる事業を行ってまいります。

それでは、令和6年度の主な取組方向につきまして、総合計画の区分に沿ってご説明をいたします。

まず初めに、住みよい暮らしの取組についてです。

まず、防災力の強化についてです。

近年、全国で災害が発生しており、日頃からの備えの重要性を改めて感じているところです。

自分の命は自分で守るという意識を村民一人一人が持って、災害に備えることが重要です。そのため、これまで隔年で実施していましたが防災訓練を毎年継続的に実施するとともに、避難行動などを確認する機会といたします。

更新時期を迎えている防災無線につきましては、今般策定の防災無線基本構想に基づき、タブレット型の端末の全戸配布に向け準備を進めています。これからは、デジタルを生かして、音声だけでなく、文字での広報・伝達ができるよう環境を整え、将来的には防災面だけでなく、健康施策などでの利用も視野に入れ、親しみやすいタブレット端末となるよう取組を進めます。

なお、財源措置につきましては、具体的な事業予算が算定され次第予算化することとし、民間資金の活用や有利な財源措置に努めてまいります。

次に、交通対策についてですが、JR米坂線につきましては、今ほどご説明いたしました。

路線バスの運行につきましては、一般住民利用と小中学生の通学用の両面からダイヤを編成しています。効率的な運用となるようバス運行会社と調整を図ります。

デマンドタクシー「えぶり号」の運行につきましては、坂町便の増便によって利便性を高めるとともに、引き続き親しまれる運行を目指します。

次に、道の駅についてです。

令和元年度に着手した一連のリニューアル工事は終了しました。昨年夏に完成した大型遊具は、大勢の家族連れでにぎわいを見せています。

道の駅「関川」は、温泉施設のほか、運動施設や文化財などが隣接するほかに類のない恵まれた立地環境にあります。さらに村のにぎわいの拠点となるよう工夫を凝らしてまいります。

懸案となっておりました飲食ブースの機能につきましては、物産館で関川村産のそばの提携を始めました。検討を進めていました道の駅へのコンビニ誘致につきましては、立地場所が狭いこともあり、道の駅利用者が急増している状況を踏まえ、改めてアチューロの再利用、または解体後の提案を事業者及び村民等を対象に意見聴取、公募を行っているところです。

次に、地域を担う産業の振興のための取組です。

初めに、村の基幹産業である農業についてです。

一昨年8月の豪雨災害で被災した農地、農業用施設は、昨年度の復旧作業によっておおむね復旧し、営農活動への影響を極力抑えることができました。残りの復旧工事を早期に終わらせ、安定した営農活動を推進していきたいと考えています。

現在進められております女川地区圃場整備事業や新堀用水路改修事業の早期完成、さらに鮎谷、大島沢田地区の新規圃場整備事業などについても、土地改良区と連携し、効率的な農業生産基盤の

整備に取り組んでまいります。

また、水稻栽培における中干し期間延長の取組を進め、環境に配慮した水稻栽培の確立、さらに関川産米の新たな付加価値の創出について実証的に取り組むたいと考えているところです。

次に、有害鳥獣対策についてです。

昨年は、ブナなどの堅果類が凶作で、熊の出没が全国的に多く発生しました。村内でも9月に下関地区の人家に熊が籠城するなど、人身被害に直結しかねない状況となりました。

また、猿による農作物被害やイノシシによる農地の掘り起こしの増加、さらには鹿の目撃情報も増えています。引き続き、電気柵設置などを促進するとともに、猟友会をはじめ関係機関、民間企業とも連携し、農作物被害の減少と有害鳥獣を集落に寄せつけない取組を継続してまいります。

次に、林業振興についてです。

一昨年の8月豪雨災害で被災をしました林道の復旧工事も順次進めており、全路線の早期復旧に努めてまいります。

また、昨年策定した村の森林経営計画に基づき、村が事業主体となって森林林業の施業に取り組むとともに、森林林業分野におけるJ-クレジット制度への取組を進めるほか、森林環境譲与税などの財源を有効に活用し、林業振興施策の拡大・脱炭素の推進に努めてまいります。

次に、観光振興についてです。

長らく続いた新型コロナウイルス感染症拡大による旅行消費の低迷は、極めて深刻な影響を受けており、観光需要の喚起対策を継続的に行ってきたところです。

これからは、アフターコロナの中で、持続可能な観光地づくりを実現していく必要があります。そこで、村として初めてとなる「観光振興計画」を策定し、計画に基づく観光振興に取り組んでまいります。具体的には、これまで地域や団体が行っている様々なイベントを観光資源として捉え、相互に連携を図るとともに、村民の皆様と協力し、知恵と工夫でブラッシュアップさせたいと考えています。また、SNSやデジタル技術を活用し、イベントの告知だけでなく、村の魅力についても幅広い層に向けて発信することで、観光のみならず、交流人口の増加を図ってまいります。

商工業の振興につきましては、引き続き商工会への運営補助を行い、事業者の持続的発展のための経営発達支援事業などを支援するとともに、コロナ禍からの経営回復に向けて、県内経済の活性化に取り組んでまいります。

また、村としても、新たに村内での起業や新分野への事業拡大への取組を支援し、意欲のある方の挑戦を後押ししてまいります。

次に、交流から定住へ促すための取組です。

都市との交流事業については、人口減少が進む中、地域活力の維持、地域経済の活性化のためには、交流人口、関係人口の拡大が極めて重要です。

これまで多くの団体や企業と交流を深めてまいりましたが、これを一過性の取組とせず、村からの情報発信を継続させるとともに、進学や就職などで村から都市部へ出ていった若者にも働きかけることで、交流人口や関係人口の拡大、U・Iターンの促進に努めてまいります。

移住・定住施策についてですが、東京一極集中の流れは止まりませんが、一方で都市部から地方へ移住・定住する田園回帰の流れがあります。

村への移住も少数ではありますが、年々実績があります。中には、村の活性化に寄与する起業の動きもあり、こうした取組の広がり期待するとともに、起業の支援を積極的に行います。

空き家についてですが、空き家・空き地バンクへの登録者数や利用者数は少しずつ増えているものの、空き家の数はそれ以上に増え続け、村全体で10から20%が空き家になっているのではないかと感じているところです。

移住者の住まいとして空き家を利用していただくことは、空き家の解消につながります。しかしながら、現状では空き家の把握が十分に迫り着かず、移住者に紹介できる住宅は限られています。そのため、優良な空き家の掘り起こしを進め、空き家・空き地バンクの整備・利用促進や、新たに空き家マッチングツアーを実施することで、村への移住希望者に希望の住宅が行き渡るよう取り組んでまいります。

次に、切れ目のない子育て支援の取組です。

子育て世代につきましては、保育料の軽減や食費の一部補助、医療費の負担軽減など、引き続き実施してまいります。

国では、児童手当の拡大など、様々な子育て対策を進める予定としており、村としてもそれらの対策に柔軟に対応していきたいと考えています。

また、引き続き妊娠・出産・子育てに関し、きめ細かな相談に応じるとともに、新たに1か月児健診、新生児聴覚検査に要する費用の助成、3歳児を対象にした検査機による視力検査を行い、乳幼児健診の充実、子育て世代の負担軽減を図ります。

保育園についてですが、村の出生数は、残念ながら減少傾向にあり、保育園は施設の老朽化や保育士の確保という課題もあります。村では、よりよい保育環境の実現を目指し、4月から下関保育園と大島保育園を統合し、新たに「関川なないろ保育園」としてスタートさせます。

この統合を機に、保護者の負担軽減と衛生面への配慮の観点から、これまで家庭から持参していたおむつやおしぼり、3歳以上児のご飯も保育園で準備することとし、手ぶらで通える保育園を目指します。

次に、みんなが生き生きと暮らせるための取組についてです。

初めに、健康づくりについてですが、誰もが気軽に運動に取り組める施設として健康増進施設「コラッシュ」がオープンし2年が過ぎようとしておりますが、利用者数も年々増加しております。

引き続き、利用者の皆さんが、気軽に、気持ちよく利用できる満足度の高い施設運営を目指してまいります。

また、コラッシュでは、現役世代の体力増進や高齢者の介護予防のほか、慢性的な課題となっております小学生の肥満予防を目的とした運動教室などにも取り組んでいます。今後も同施設を活用して、総合的な健康対策を進めます。

そしてさらに、指導スタッフが施設内の指導にとどまらず、様々な場所や活動へ積極的に出向くなど、地域・行政・関係団体が一体となった健康づくりを推進します。

特定健診やがん検診については、その受診率向上に努めており、休日健診の実施や定期的な案内状の発信など、未受診者勧奨の取組を行ってまいりました。今後も、勧奨方法や受診体制を工夫し、受診率向上に努めてまいります。

また、生き生きと生活するためには、体の健康だけでなく、心の健康も重要です。ストレスとの付き合い方や相談窓口の周知、気づきや見守りができるゲートキーパーの養成などの取組を充実させます。

介護保険事業についてですが、令和6年度からの3年間を期間とした「関川村高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画」がスタートします。高齢者が住み慣れた地域で支え合い、自分らしく暮らし続けることを基本理念とした地域包括ケアシステムを推進してまいります。

次期の介護保険料は、高齢者人口の減少に加え、要介護者数の減少などによって、今期よりも低く抑えることができました。介護予防事業の効果と村民の健康づくりに対する意識向上などの表れであると考えています。引き続き、介護予防の普及啓発に努めてまいります。

社会福祉協議会と連携した取組についてですが、村からの委託事業である重層的支援体制整備事業を本格始動させ、ひきこもりの相談や多機関協働の取組を加えるとともに、相談支援専門員による障がい者等の自立に向けた総合相談窓口のさらなる充実を図ります。

また、令和4年8月豪雨の被害者支援として「地域ささえあいセンター」を運営していただいておりますが、引き続き、定期訪問や見守り、困りごとの相談など、継続した支援を実施していただきます。

次に、医療の確保についてです。

医療を取り巻く環境は、人口減少と少子高齢化による人口構造の変化、医師の偏在による医師不足や医師・医療従事者の働き方改革、そして医療ニーズの変化など様々な課題を抱えております。

村では、新たに、県及び村上市と連携した「地域枠・医師養成修学資金貸与制度」による医師の確保に取り組むとともに、引き続き、関係自治体や医師会、病院などで構成される村上岩船医療懇談会や県立坂町病院活性化協議会において、持続可能な医療の確保ができるよう努めてまいります。

ふるさとを愛する取組についてですが、少子化が進む中、いかに若者が村に残るか、また戻って

くるかが大きな課題となっています。雇用の拡大や産業振興はもちろんですが、次代を担う青少年のふるさとを愛し、誇りに思う心の育成や、村内の起業家などの志を学ぶことも重要です。

村の歴史や文化、産業、そして村で活躍している皆様との交流を図るため、引き続き未来のハローワーク事業など、教科以外の学びの場を提供します。

小中学生においては、文部科学省のGIGAスクール構想に基づき、1人1台の端末と校内高速通信ネットワークの環境を整え、授業で活用しています。また、毎日の家庭学習や臨時休業等におけるオンライン事業でも活用しており、今後も効果的な活用に向けてまいります。

特色ある教育として、小学校低学年に書道の授業を行っておりますが、中・高学年の書写事業への接続・連携と中学校への指導者の派遣等、小中一貫した取組にまいります。

学校現場では、多様な教育的ニーズのある子供たちの学びを保障し、配慮を要する子供たちへの教育支援体制の充実が求められています。引き続き、児童生徒の能力や特徴に合わせて、必要な教員助手や相談員の配置を行ってまいります。

生涯学習は、人が生涯にわたり学び・学習の活動を続けていくことであり、さらには、学んだ人が主役となって周りの人や次の世代に引き継いでいくことを基本理念としております。

村では、スポーツや文化、家庭教育分野など幅広く事業を展開しているところではありますが、引き続き事業評価を行うとともに、県民ニーズに耳を傾けながら、新たな事業にも鋭意取り組んでまいります。

次に、無駄のない行財政の運営のための取組です。

健全で安定的な行財政運営を行っていくためには、職員の職務遂行能力、意欲の向上や組織力の向上が重要です。職員一人一人を大切にしつつ、研修への参加促進や人事評価など、職場が活性化する取組を進めます。

また、村の将来を見据えて新たな施策の展開を図るとともに、職員の刺激となることを期待し、民間専門人材の受入れを継続します。

職員に対しては、村の10年後、20年後を具体的にイメージした施策を行ってほしいと呼びかけております。地域に根差した行政を行うため、村民の皆様との対話を大事にし、自ら考え、行動する職員、さらには、この地域を愛する心を忘れずに職務を全うする職員を望んでいるところです。

ふるさと納税につきましては、村の貴重な財源となることはもちろんのこと、返礼品などを通じて関川村と交流が始まる機会ともなります。このため、インターネットの納税サイトの窓口拡大や、村と関わり合いのある企業訪問などを実施するなど、取組を強化してまいりました。

寄附していただいた方々の思いを大切に、給付金を活用した施策の展開に鋭意取り組んでまいります。また、返礼品については、物産だけでなく、村での体験などしていただくことにも着目し、魅力のある返礼品の開拓に努めてまいります。

老朽・遊休施設対策についてです。

上下水道施設については、人口減少が料金収入の減に直結し、事業会計の経営に大きな影響を及ぼしています。施設の老朽化への対応という課題もあります。検討委員会において、その状況をご説明しながら、料金改定、施設の長寿命化等の議論を深めているところです。

遊休施設については、村民や民間企業から利用提案のある施設もありますので、工夫を凝らし、施設の有効利用に努めてまいります。また、老朽化による利用の継続が難しい施設で、緊急対応の必要があるものを優先に、むらづくり総合対策基金の活用など、財源確保に努めながら施設の解体を含め、施設の整理・統合を図ってまいります。

過去に村が整備した光回線ケーブル網につきましては、維持管理費が負担になってきたため民間事業者は無償譲渡し、村の経費抑制を図ることとしました。これからも施設の効果的な利用に努め、遊休施設や土地、初期の目的を達成した借地などの見直しを行います。

村の財政については、令和4年8月豪雨の災害復旧工事の財源として多額の村債を発行しており、令和7年からその償還が本格的に始まります。そのため、当面、行財政運営を取り巻く環境は厳しい状況が続きます。それに加え、物価高の影響も顕著に表れており、経常収支比率が上昇し、年々硬直化が顕著となっています。

そのような中であっても、事業の選択と集中、事務事業の見直し、そして知恵と工夫を凝らして、この難局を何としても乗り切らなければなりません。予算編成に当たりましては、災害復旧・復興事業を最優先としながらも、村の活性化に必要な投資も行いつつ、無駄のない行財政運営に努めてまいります。

関川村は、昭和29年8月1日に誕生し、歴史を重ね、今年70周年を迎えます。これまで村政発展に努力されてこられた先輩諸氏、そして現在も活躍されている大勢の皆様に敬意と感謝を申し上げます。

これまでの歴史の中で、豪雪、地震、洪水など、未曾有の大災害に襲われ甚大な費用被害を被ってまいりましたが、村民のたゆまない努力によって困難を克服し、今日の発展を見ることができました。

近年は、急激な人口減少社会という誰もが経験したことのない時代が訪れています。だからこそ、村民の英知を結集し、村民一丸となってこの難局を乗り越えなければなりません。

私としましては、村民の皆様お一人お一人が安心して未来に希望を持って暮らせることができるよう、皆様の先頭に立ち、あらゆる施策に取り組んでまいります所存でございます。

村議会議員各位をはじめ、村民の皆様のご理解とご協力をお願いし、令和6年度の施政方針説明とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（小澤 仁君） 以上で村長の挨拶と施政方針説明を終わります。

休憩します。10時50分まで。

午前10時39分 休憩

---

午前10時50分 再開

---

#### 日程第4、一般質問

○議長（小澤 仁君） 日程第4、一般質問を行います。

質問の通告者は6名です。発言を許可します。

初めに、6番、加藤和泰さん。

○6番（加藤和泰君） 6番、加藤です。

高齢者の運転免許自主返納への支援策について。

全国的に高齢ドライバーによる交通事故が増えています。そのような中、新潟県内30市町村のうち19市町村が高齢者の運転免許自主返納に対して何らかの支援を実施しています。データは2023年11月15日現在公表されているものです。

関川村においては、平成29年3月定例会議における小澤 仁議員の一般質問で「支援策実施の考えはないか」との問いに対し、当時の平田大六村長は、「現時点で考えていない」との答弁でありました。

当時は、高齢者の運転免許自主返納に対する支援策を実施している県内自治体は新潟市のみでありました。しかしながら、その後、新潟市を含む県内19市町村が何らかの支援策を実施しています。

関川村のような公共交通の選択肢が少ない地域において、高齢者が免許を自主返納することはかなり重大な決断だと思います。

そこで、下記について村長の考えを伺います。

- 1、高齢者の運転免許自主返納に対して何らかの支援はできないか。
- 2、免許を返納した後の不安をなくし、自主返納しやすい環境整備が必要と考えますが、対応策は。

次に、創業支援について。

個人または法人が関川村で創業したいといった場合に、何らかの支援策を検討できないか。

例えば、村上市では創業応援事業補助金という制度があり、令和5年度は13件の申請があったと聞いています。テレワーク等の普及により、以前と比べて地方で働くことも選択肢にある中で、例えば、関川村で創業したいというときに、何か支援策があったほうが良いと思いますが、村長の考えを伺います。

また、起業型地域おこし協力隊を募集する考えはないかお聞きします。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 加藤議員のご質問に順次お答えをいたします。

まず1点目の、高齢者の運転免許自主返納への支援策についてですが、高齢者が自主返納する際の理由は、自身の健康問題だけでなく、家族構成や、あるいは自動車の利用頻度、経済的な問題等々、様々考えられ、同様に運転免許があっても自動車を所有していない方もおられます。

村としましては、自主返納に限らず、高齢者等の移動手段の確保のため、公共交通機関の維持及び利便性の向上に努めることとし、運転免許を自主返納したことをもって支援をするという考えは持っておりません。

次に、運転免許を自主返納しやすい環境整備の必要性についてですが、本村は、公共交通機関が脆弱であることに加え、高齢者の中には、農作業のために日常的に軽トラック等を運転する方もおり、運転免許を返納することは、高齢者が外へ出る機会を減らし、場合によっては生きがいの喪失にもつながりかねないと考えています。

したがって、村としましては、高齢者に対し、そのことをもって運転免許の自主返納を促すということは考えておりません。

2点目の創業支援についてですが、議員ご指摘のとおり、現在はテレワークの普及等によりどこにいても仕事ができる環境が整ってきております。村としましては、村内で起業する者が増えることは、定住人口の増や税収増が見込めるということだけでなく、村が活性化されるという大きな効果があると考えています。

そこで、私が議会冒頭の施政方針説明でも述べましたとおり、令和6年度当初予算におきまして、村内で起業あるいは新分野への事業の拡大を行う個人、法人に対し、上限50万円の補助を行う新規事業の提案をしているところでございます。

また、起業型地域おこし協力隊の募集についてですが、これまで当村では、地域おこし協力隊に対し村のミッションを示しつつ、起業の意思のある方には個別に支援をするというスタンスでしたが、起業自体をミッションとすることにより、起業という明確な目標を持つ方にとって当村を選ぶインセンティブになるのであれば、村としても試してみる価値はあるかなと考えているところでございます。

○議長（小澤 仁君） これで答弁を終わります。

加藤和泰さん。

○6番（加藤和泰君） ありがとうございました。

議長にお聞きしたいんですけども、後の質問の関連性から、先に創業支援の再質問、続いて免許自主返納の再質問とさせていただきたいんですが、よろしいでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 許可します。

○6番（加藤和泰君） ありがとうございます。

それでは、初めに、創業支援関連の再質問に移らせていただきます。

今ほどお話ありました令和6年度の予算の中に起業支援補助金でしょうか、盛り込まれていました。詳細については、この後の令和6年度予算審査特別委員会の中でお聞きしてまいりたいというふうに思います。

ちなみに、村上市の産業支援プログラムについては令和5年度13件ということで申し上げましたけれども、例年は8件程度なんだそうですけれども、担当課にお聞きしたところ、新型コロナで停滞ぎみであった経済活動がある程度正常に戻る中で、例年よりもそういう起業マインドが高まっているんじゃないかなというふうに見方、分析されているようでした。

私も起業家の1人であるわけですがけれども、起業をするということは、とても勇気のいる決断であって、また、起業しても残念ながら廃業していくという事業者もあるわけですがけれども、関川村で起業した場合、先ほどの起業支援型支援補助金ですか、非常にいい制度をつくっていただいているんだなというふうには思うんですけれども、村全体で応援していくということも必要不可欠であるというふうに思います。

今回、予算編成した補助金、議会の議決を経て予算執行されることになるのでしょうか、予算執行された場合ですがけれども、関川村で起業した方へ何らかの相談体制ですね、こういったものをやっぱりセットで考えてみたらいかがかと思いますが、そういうお考えはありませんでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。副村長。

○副村長（角 幸治君） 起業した方へのアフターフォローということですがけれども、現時点で村でもなかなかそのようなノウハウございませんので、現実的には商工会等を通じて協力を得ながらフォローしていきたいというふうに考えております。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。

加藤和泰さん。

○6番（加藤和泰君） そうですね、なかなか村でというとなかなか難しいのかもしれないので、ぜひその辺は関川村商工会と連携して、そういう対応も取っていただくのがなおよろしいのではないかなと思いますので、ぜひご検討いただきたいと思います。

また、起業型地域おこし協力隊ですね、これ何か村長からも前向きなお話をいただいたのかなというふうに感じておりますが、今後さらに検討を進めていただいて、ぜひお願いできればというふうに思います。

次に、運転免許自主返納について再質問をさせていただきます。

そもそも、今回このような質問したのは、昨年から運転免許を自主返納した数名の村民の方から

相談があってということです。運転免許を返納するためには、本人が免許センターか最寄りの警察署に行くというやり方なんですけれども、相談された内容をちょっと紹介しますと、ご自身はたまたま村上警察まで乗せてくれる知り合いがいたので交通費はかからなかったということですが、そのような環境にない場合、村上警察まで往復タクシー等で行かなければならないと。もしご自身が車で行けば、帰りは無免許運転になるので、車では行けないというわけだということでした。免許返納時の交通費を村で負担してもらえないものか。よその市町村では、運転免許を返納した場合、何らかの支援策があるようで、関川村にはそのような制度がないと。例えばタクシー利用券の配布でもいいか、何かしらできないものかといった内容のお話でした。

村長の答弁の中では、村として現状そのような支援を考えていらっしゃらないということだったんですけれども、せめて何かのタクシー、村内にタクシー事業者もある中でありますので、免許返納した方に、例えばデマンドタクシーの利用券であったり、何かそういった予算措置はぜひ考えていただけないものかと、いま一度お聞きします。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 私、先ほど答弁、お話しさせていただいたのは、運転免許証を返納する方という村民がおられる、そしてまた、運転免許はあるけども乗っていない方もおられる、あるいは、そもそも持っていない高齢者もおられるということで、移動手段をどう確保するのかということは、それは全ての移動手段のない方々に対して対応するのが筋だろうということで、私申し上げました。

タクシーのチケット代とかという話になりますと、その方だけで本当にいいんだろうかということもありますので、高齢者施策全体の、高齢者の中の移動の足をどう確保するのかという中で対応すべきものということで回答を申し上げたところです。

あと、今ほどの免許返納に行くときのときのタクシー代ということでしょうかね。それについては、ちょっと私、全然頭に実はなくて、ほかの自治体でやっているのは、どちらかという、その代わりタクシーなどの割引券をあげますよみたいな、そういう部分があるので、そういう制度はちょっと私はなじまないかなということで答弁させていただきました。

今の個別のあれについては、ちょっとどういう形でいいか、また中でもんでみたいと思います。

もう一つ、私が高齢者の免許返納を促していないというのは、先ほど申したとおり、むしろ車をなくしたことによって閉じこもりがちになったり、場合によっては鬱の状況になったりとかそういう状況もあるので、元気なうちはなるべく乗っていただいて、体をいろんなところを使っていただいて、元気な老人でいていただきたいなということで、私あえて促していないという趣旨でございますので、ご理解をお願いします。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。

加藤和泰さん。

○6番（加藤和泰君） ありがとうございます。

確かに私も、免許の自主返納を促すということになりますと、やはり高齢者の方の社会参加を妨げたり、そういった逆によくないこともあるのかなという感じがするので、あくまでもこれ個々のご判断に委ねるしかないのかなというのも、私も同じ考えです。

こうなりますと、村長が公共交通をしっかりと確保していくことだというお話だったので、私、前回、12月の一般質問の中で、公共交通対策についてお聞きしたわけでありましてけれども、これ高齢者の免許返納と公共交通の充実という部分も切り離せない問題かなというふうに考えます。

12月に答弁いただいた中では、現在運行している、これスクールバスの部分についてですね、将来的な民間委託も視野に入れながら維持確保に努めたいというお話がありました。

例えば、将来民間委託したスクールバスの空き時間に、利用者ニーズの高い方面へその車を運行するだとか、新発田市の川東地区で取り組まれているコミュニティーバス、これスクールバスと一緒に運行しているらしいですけれども、そういったことも検討される一つかなというふうに考えますけれども、いかがでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 地域交通につきましては、協議会を設けまして、その中で議論しておりますので、今のそういう情報も入れ込みながら、村の地域公共交通ってどういうのがいいのかというのは、その協議会の中で議論してもらいたいなと思っています。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。

加藤和泰さん。

○6番（加藤和泰君） 先ほども申し上げたんですけれども、高齢者が運転免許を返納した場合の公共交通、これは切っても切り離せないということでありまして、高齢者が社会参加、そして活動的な生活を送っていただいて、それがひいては消費の活動の支援にもなることというふうに感じます。ですので、最後に、これらのことから、今、村長が地域公共交通活性化協議会というお話ありましたけれども、12月でもお願いしたんですが、さらにもう一步踏み込んだ、やはりこういう議論がなされるべきというふうに考えますけれども、この点について村長の考えをお聞きして、私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 地域公共交通ですから住民のために何がどうなればいいのかということで当然考えなければなりませんし、費用対効果をいかに出した関川村にふさわしい公共交通どうあるべきかということは、そういう協議会の中で議論を深めてもらいたいなと考えております。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。

これで加藤和泰さんの一般質問を終わります。

次に、10番、鈴木紀夫さん。

○10番（鈴木紀夫君） 鈴木紀夫です。

私からは、学校教育についてお伺いします。

村内の小・中学校は、とても恵まれた教育環境であるとささやく教職員は少なくありません。これは、教育に重きを置き取り組んできた結果で、まさに教育理想をうたうにふさわしい歴史と風土がこの地にはあるものと理解しております。

これからも、その名にふさわしい教育環境であるために、以下についてお伺いします。

初めに、関川村教育振興基本計画についてです。2021年にそれまで指針としていた関川教育構想に代わり、新たな指針を5か年計画と定め15の目標を示した教育振興基本計画ですが、この目標の達成度の検証方法と検証結果について伺います。

次に、2019年に文部科学省が打ち出したGIGAスクール構想についてですが、当村もいち早くICT教育を推進し、僅か数年で高速ネットワークと児童生徒1人1台の端末整備をしました。ICT教育に関しては県内トップクラスであると考えます。しかしながら、ICT機器は高度な技術が必要なことから、ソフトの面が追いつかず、その性能をフルに生かせていない感があります。ICT技術に精通した教職員を配置するなどして、学校全体のスキル向上は図れないか伺います。

3つ目に、学校校舎の空調設備についてです。近年、温暖化の影響と思われる気温の上昇により、学校衛生管理マニュアルで定めている望ましい学習環境温度の上限28度を超える日が多くなっています。普通教室のエアコンの設置により学習環境の改善がされましたが、理科室や音楽室などの特別教室へのエアコンの設置はされていない状況が続いています。特に中学校は、教科別教師の指導体制のため、長時間にわたり滞在することとなります。また、特別教室は2階、3階に集中していることから、気温が1階に比べ2度から4度高くなります。職員の環境改善と働き方改革の観点からも改善が必要と考えます。学校体育館に関しては、災害時の避難所などの防災面でも大きな役割を担いますが、空間の大きさや断熱性などの構造的なことから、かなり高額な改修費が予想され、対応は難しいと考えますが、村の脱炭素先事業のマイクログリッドの送電システムに絡め、学校関係の空調も整備していくことは可能か伺います。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。教育長。

○教育長（佐藤修一君） 鈴木議員の質問に順次お答えします。

1つ目の関川村教育振興基本計画の検証についてですが、毎年、施策ごとに定めた評価指標の達成状況を評価し、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価としてまとめ、翌年度初めに教育委員会で報告した後、議会に提出しております。

したがって、令和5年度につきましては、現在取りまとめ中であり、令和4年度につきましては、全37項目中達成が27項目、おおむね達成が6項目、未達成が4項目となっており、計画は着

実に進捗しているものと評価しております。

2つ目のGIGAスクール構想に伴う学校全体のスキル向上についてですが、ICT技術に精通した教職員が全体的に不足していることから、教育委員会では、平成30年度から小中学校に教職員に対してICT機器の使い方や情報通信技術の指導を担う会計年度任用職員をICT支援員として配置し、教職員のスキルアップを図っております。この取組は管理職からも高い評価をいただいております。

3つ目の脱炭素先行地域づくり事業のマイクログリッド送配電システムに絡め空調整備が可能かとのご質問ですが、議員ご指摘のとおり、小中学校の特別教室、体育館にはエアコンは設置されておらず、教育委員会としても近年の状況からエアコン設置の必要性は認識しておりますが、費用が多額に上るため着手できない状況です。脱炭素先行地域づくり事業でも、脱炭素に直接結びつかない新たな施設設備は対象外となっているため、教育委員会としましては、他の財源確保など引き続き検討課題としていきたいと考えております。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。

鈴木紀夫さん。

○10番（鈴木紀夫君） それでは、再質のほうさせていただきます。

先ほど、教育振興基本計画についてですが、37項目のうち達成、おおむね達成、合わせて33、未達成が4項目というような説明でしたが、この未達成の部分として少し考えられるのが、プラスワンカルチャー事業などだとは思いますが、こういった未達成4項目、PDCAサイクルとして考えた場合、Cまではチェックという形で進んでいたわけですが、未達成の部分に対する最後Aのアクションの部分、対策、改善といったものはどういった感じで進んでいるかお願いします。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。教育長。

○教育長（佐藤修一君） 未達成4項目のうち、評価指標が幾つかございますが、回数が少ないものについては、様々な状況から会議等の開催が少ないものについては、それが達成できるよう回数を増やしていきたいと思っております。

また、もう一つのプラスワンカルチャーも、参加児童生徒数を指標としているわけですが、残念ながら少ない状況です。これにつきましては、児童生徒への説明の仕方、それから、魅力ある講座の開設、そういったことで改善を図ってまいりましたが、残念ながら少ない状況です。今後は、この在り方も含めて検討していかなければならないというふうに、今考えているところです。

以上です。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。

鈴木紀夫さん。

○10番（鈴木紀夫君） それでは、確かに達成比率からいけば33というとてもすばらしい数字が出ているのかなと思います。特に、次のG I G Aスクールにも触れていくことですが、1人1台端末の家庭学習での活用ということで、これ小学生は結構端末が重くて、落としたりしてガラスを割るというような、液晶を割ってしまうというような事故がかなり多く発生しているということですが、この辺の話合いというのはされていますでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。教育課長。

○教育課長（渡邊隆久君） 今ほどの質問ですが、話合いとまではいっていませんが、やはりタブレット、今ほど言いましたようにキーボード一体型で、結構重さ、重量がありますので、次の更新時期については、ほかのメーカー等の端末、要は画面とキーボード分離している、例えば、キーボードが壊れた場合でもそんなに費用かからない、キーボードだけですと費用はかかりませんが、一体型になると全部取替えとかそういうふうになってきますので、その辺もう少し教育課としても勉強しながら考えていきたいと考えております。（「続けてください」の声あり）

すみません。費用の負担のことも聞いていますでしょうかね。（「費用は聞いていません」の声あり）

○議長（小澤 仁君） 不規則発言です。教育課長、逆問はないですから。

鈴木紀夫さん。

○10番（鈴木紀夫君） 大丈夫ですよ。

費用のほうは聞いておりませんが、やはり年々タブレット自体が非常によくなっているし、今使っているメーカーではなくて、ほかのメーカーですと非常に薄くて軽い、やはり落としても割れないような結構いい性能のタブレットも出てきていますので、そちらのほうを今後検討していくということで、それはそれで大丈夫だと思うので、そのまま進めていただければと思います。

次に、G I G Aスクール構想で教員の配置ということで、今、答弁のほうで会計年度任用職員という言い方をされていましたが、集落支援員ではなくて、会計年度任用職員でよろしかったでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。教育課長。

○教育課長（渡邊隆久君） 今ほどの質問ですが、I C T支援員ということで平成30年度から毎年更新にはなりますけれども、同じ方に指導のほうをしていただいております。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。

鈴木紀夫さん。

○10番（鈴木紀夫君） 会計年度任用職員の専門員の方なんですけれども、授業と一緒に参加されて教職員の方を指導されているのか、それとも会計年度任用職員の方が自分で操作して、自分でやって、サポートするような形でやっているのか、こういった授業をされているのでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。教育課長。

○教育課長（渡邊隆久君） 昨年度、長岡市のほうの先進地のほうに研修に行ってきました、それは教師及び支援員の方が行って来たんですが、その中で、やはり授業に入って支援しているのを見て、やはりそれも必要だということで、先生方の質問に答えるだけではなく、授業に入って子供たちの使い方、その辺のサポートを含めながら学校のほうの要望、要求に応えるようにしております。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。

鈴木紀夫さん。

○10番（鈴木紀夫君） 授業に入ってやるのはいいんですけども、教職員のスキルを上げるために、教職員に対しては研修なり、指導なり、そういったものやっつけていけば、1人ですから、中学校もありますし、小学校もありますし、クラス、6学年、3学年あり、9学年あるわけですから、一度にどんとできるわけではないので、そういった指導とかそういった教育の講習会というのは設定されているのでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。教育課長。

○教育課長（渡邊隆久君） 今ほどの質問ですが、先ほど教育長のほうから話ありましたように、平成30年度から支援員のほうを配置していますので、長くいる先生については、もう大分自分でいんなことできますし、新任で来た先生については、やはり必要なところについては特に重きを置きながら指導してもらっていますので、先生から質問して即答えられるような状況が、関川村の、例えば一村一小学校、中学校でいいところだと思いますので、ほかの市町村よりはその辺の対応は進んでいると考えております。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。

鈴木紀夫さん。

○10番（鈴木紀夫君） それでは、会計年度任用職員にお任せしているというか、その配置ということで、教員の公募の部分でICTに優れた方の公募というのはされているのでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。教育長。

○教育長（佐藤修一君） 人事異動制度で公募制度が現在行われておりますが、特色ある教育としてそのICTの技術を応用した教育を進めるということで、ICTに関する教員にぜひ関川村においていただきたいということで募集はしているんですけども、以前はありましたが、現在は残念ながら応募はありません。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。

鈴木紀夫さん。

○10番（鈴木紀夫君） もうあちらこちらの自治体でもICT教育が進んできていまして、ICTの

教員、そういった公募、なかなかつかまらないということで、ただ3年前までは、たしかICTの公募、人事で来た教員がいたわけなんですけれども、その方がいなくなってから、ちょっと落ちたかなというような部分があったものですから、ただ、このICT会計年度任用職員の、このICTに優れた方が中学校、小学校と、先生を含めた全体のスキルアップを施策していただければなというふうにお願いします。

次に、学校の校舎の空調についてですが、やはり多額であるというような部分で、私も体育館につきましてはちょっと試算してみたんですけれども、空調の機械、また反射板、キュービクルなどをやられると1校で5,000万円以上かかると。中学校も合わせれば1億円以上の金額が想定されるということで、とてもこれは難しいのかなというふうに思っているところでしたけれども、この避難所とか災害時のという防災面で考えた場合、やっぱりそれは必要になってくると思うんですが、その辺で考えたとかはございませんか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（野本 誠君） 避難所の関係でも、こちら意識はしてございますけれども、総合的に考えますと、先ほど教育長答弁したとおりに引き続きの検討課題としているところでございます。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。

鈴木紀夫さん。

○10番（鈴木紀夫君） 体育館以外の特別教室といいたまいますか、理科室、音楽室といった部分の整備というのは体育館ほどかからないんですけれども、この辺は整備は、やはり金銭的な問題で整備は進められないんでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（野本 誠君） 今ほどのご質問ですが、やはりキュービクルの容量が、学校ができた当初、教室へのエアコン設置というのが考えられていない通常の学校経営プラスアルファ程度の容量で設計されていますので、今、普通教室入れているのでほぼほぼ容量がいっぱいになってしまっていますので、これを特別教室というふうに考えたときには、やはりキュービクルから変えなければいけないので、負担といえますか設置に関わる費用、ただエアコンをつければいいというだけではありませんので、財源の確保等を今後検討していきたいと思っております。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。

鈴木紀夫さん。

○10番（鈴木紀夫君） 教室、普通教室は全部入ったということで、今、今年、小学生入学が29名を予定しているということなんですけれども、それでも1クラスしかならない。今後、ずっと2クラスで行ったものがほぼほぼ1クラスにずっとなくなっていくのかな、出産状況を見ますと。そうした場合、

教室って半分使わなくなっているわけですから、その分の電力を特別教室に回すということは可能ですか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（野本 誠君） 今ほどのご質問ですが、電気事業者のほうに申請するのは総体の容量になります。使っている、使っていないは関係なく、その施設、例えばエアコン普通教室について、それ以上につけるという場合は、どうしても全体容量での契約になりますので、キュービクル等の変更がなりますし、普通教室、今ついているやつ、空き教室になった分を取って別なところに持っていくっていうことはできるかもしれませんが、今現在、その補助等を入れての設置だと思しますので、耐用年数と様々な関係をクリアしていかなければできませんし、今すぐどうこうできるという問題ではないと考えております。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。

鈴木紀夫さん。

○10番（鈴木紀夫君） 設置した機械に対しての容量で契約というのと、そうすると、3相の動力契約だと思うんですけども、単相の200ボルト契約ですと、機械にかかわらず使用した量でやっていくわけなので、その辺は問題をクリアするかなというふうに思っているんですが、理科室なんかはそんなに大きくないので、単相200ボルトのやつ2基もあれば十分だなというふうに思っているんですけども、そういったことは可能ではないでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。教育課長。

○教育課長（渡邊隆久君） その辺も含めて検討はしていきたいと思いますが、多分エアコンが必要になるのは1学期後半なのかなと思っています。1学期後半の中で、昼過ぎくらい、要は5時間目、6時間目のほうでどれくらいの理科の授業があるかというのをちょっと考えますと、それほどなく、今、やはり午前中の早い時間に授業、体育も含めてですが、回していますので、今後、やはり実際の問題と併せながら検討していきたいと思っています。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。

鈴木紀夫さん。

○10番（鈴木紀夫君） 1学期の後半と言いますが、過去5年間の気象、温度データを集計しますと、6月上旬からもう既に30度を超えている日にちが多くあると。また、9月のお彼岸まで、20日ぐらいまでやはり30度、今年は10月過ぎくらいにも一度、30度ということもあったんですけども、そういった特別なものを除いても、9月の末まで30度超え、どうかすると35度といった、ちょっと身体に危機を感じる温度というような気象庁のほうでは言っていますから、そういった状況が続いている中ですので、本当にもっと急いでこれ整備を進めなければならないと思っているんですが、どういった感じで進めていかれる予定ですか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。教育課長。

○教育課長（渡邊隆久君） 最高気温、今ほど言いました30度超えというのは、多分昼過ぎからであります。学校サイドとしては、やはり授業の在り方、やり方等を工夫しながら現在対応していますので、どうしても30度を超えて、例えば体育であれば、外での活動ができないとなった場合は、教室、空き教室のほう、例えば多目的教室のほうで、それでできるようなこと、マット運動まではいかないんでしょうけれども、そういうようなやり方をしたり、そういうふうに工夫しているというふうに聞いていますので、先ほどから申しますとおり、特別教室については今後の検討、やはり費用の面が一番だと思いますので、考えていきたいと思います。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。

鈴木紀夫さん。

○10番（鈴木紀夫君） ありがとうございます。

確かに、費用ふんだんにある予算ではない中での施策ですので、なかなか難しいと思うのは十分理解しております。今、現在の教育長のおふれるほどの熱い気持ちのように予算があれば、本当にいい教育ができるのかなと思いますけれども、なかなか難しいのかなと思っております。

最後に、教育長にお伺いします。今、学校教育についての質問でしたが、今後、こんな村の教育であってほしいという熱い気持ちがあったら、簡単にご回答願いたいんですが、お願いいたします。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。教育長。

○教育長（佐藤修一君） 今ほどのご質問ですが、教育理念としまして、ふるさと関川を愛し、誇り、発展させる人間になってもらいたいという願いの下、魅力ある挑戦の場の提供、それから、ぬくもりのある教育をこれからも推進していきたいと思っておりますし、何よりも子供たちがこの村に生まれてよかったと、そして、自分も、人も、社会も、そして未来も、信頼できるというふうに、人生捨てたもんじゃないな、そんなふうに感じてくれるような教育であってほしいな、ありたいなと思っております。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。

鈴木紀夫さん。

○10番（鈴木紀夫君） ありがとうございます。

とても共感できる考えだなと思っておりますし、これからも村がそういった感じで教育が進んでいければと私も思っております。

以上で質問を終わります。

○議長（小澤 仁君） これで鈴木紀夫さんの一般質問を終わります。

次に、9番、平田 広さん。

○9番（平田 広君） 9番の平田 広です。

私は、3点について質問をさせていただきます。

1点目、県発注の入札談合事件について。

昨年9月、県新発田地域振興局発注の農地区画整理工事入札をめぐり、予定価格を事前に業者に漏らしたとして、同振興局の農村整備部長が官製談合防止法違反などの疑いで逮捕・起訴されました。本人は悪いことだとは認識していたが、過去の人もしており、私がしなければどうなるのだろうと不安になったと、長年にわたり談合が行われていたことをほのめかしました。

本人は懲戒免職処分になっています。この事件を受けて、県は同振興局の歴代農村整備部長10人に聞き取り調査を実施したところ、10人中8人は予定価格の漏えいを認めましたが、残り2人のうち1人は関与なしと、もう1人は何も答えなかったという結果でした。

5年で時効のようですが、市町村にとっては指導的立場の人たちもあり、信用を損ねる前代未聞の不祥事だと思うが、こういう事件を村長としてはどのように思うか伺います。

2点目、村発注の災害復旧工事の入札状況について。

130万円を超える工事は本来入札に付すべきものとされています。しかしながら、昨年8月豪雨による村発注の災害復旧工事が、一部なのか大半なのか、随意契約で発注されたと聞いています。

2月末までの発注済でよいが、130万円を超える工事の全件数、そのうち随意契約の件数と平均落札率についての入札状況を伺います。

3点目、学校教育の状況について。

新聞報道等によると、県立高校教職員の相次ぐ不祥事を受け、県教育委員会は1月25日県立の高校と中等教育学校の校長を集め、県庁で臨時研修会を開き、教職員の綱紀肅正徹底を求めました。今後、小中学校の校長を集め同様の研修会を開く予定のようですが、当村の小中学校に問題はないか。あわせていじめや不登校の状況について教育長に伺います。

よろしく申し上げます。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 平田議員のご質問に順次お答えをいたします。

初めに、県発注の入札談合事件に対する私の思いについてのお尋ねです。

この事件は、去る2月14日に県が内部調査結果と再発防止策というのを公表いたしました。内部調査では、1つは予定価格等が漏えいするというところで、職員のコンプライアンス欠如の問題が一つ。2つ目には、建設業者の間で談合がなされていたという問題が一つ。そして3つ目は、同一所属への複数回勤務による利害関係者との密着の可能性が指摘され、これに対して、これらに対応した再発防止策も示されているところでございます。

入札につきましては言うまでもなく、競争性、あるいは公平性、透明性、この確保というのが大前提であります。私としましては、こうした県の事件がいまだに発生しているのかという驚きとと

もに、私も当時、当時といいましょうか、一時新発田の地域振興局長をしておりましたので、残念でなりません。

村としましては、これは他山の石としなければならないと考えているところでございます。

2点目の災害復旧工事の入札状況につきましては総務課長に説明させますし、また、3点目の学校教育の状況については教育長に答弁させます。

○議長（小澤 仁君） 総務課長。

○総務課長（野本 誠君） それでは、私から工事の件数などについてご回答いたします。

130万円を超える件数でございますが212件、随意契約の件数が164、入札に付したのが48件ございました。入札の工事の平均落札率は95.8%でございます。いずれも令和4年度と5年度合わせた数字でありますし、2月末現在の数字でございます。

○議長（小澤 仁君） 教育長。

○教育長（佐藤修一君） 平田議員のご質問にお答えします。

当村の小中学校に問題はないかというご質問ですが、議員ご指摘のとおり、教職員の不祥事が続き、全県で緊急小中学校校長会が1月29日に開催されました。村内の小中学校では、今回に限らず、年度初めや懲戒処分の通知があった際には、非違行為根絶に向けた研修や校長からの指導を行っています。また、教育委員会としましては、毎月の校長・教育長懇談会でその取組について確認し、必要に応じて校長を指導しております。村では、教職員の非違行為はないと認識しております。

続いて、いじめや不登校の状況についてですが、村内の小中学校におけるいじめと不登校の割合は、令和2年度から4年度までの3年間の平均で、いじめは小学校で3.6%、中学校で3.0%、不登校は小学校で2.5%、中学校で4%です。全国や県と比較すると、小学校の不登校の割合が若干高くなっています。

いじめの認知や対応につきましては、早期発見、即時対応、早期解消に努め、学校から認知後5日以内に教育委員会に報告することとしており、適切な対応が行われるよう、私から確認、指導をしています。

不登校の要因はケース・バイ・ケースで、児童生徒や保護者の気持ちに丁寧に寄り添い対応しています。具体的には、学校に行けない児童生徒には、校外の適応指導教室を設置し、学校に行けても教室に入れない児童生徒には、保健室や相談室などで過ごしたり学習したりする体制を整えています。

また、いじめや不登校の対応につきましては、毎月の校長・教育長懇談会でその対応状況を確認し、必要に応じて指導しております。

○議長（小澤 仁君） これで答弁を終わります。

平田 広さん。

○9番（平田 広君） 1点目の県発注の入札談合事件についてですが、これについては連日のように新聞報道がございました。最近ちょっとなくなりましたが、あったんですが、今回の立件されたのは、胎内市の農地区画整理整備事業の中で用水路工事と取水工事というふうなことで2,000万円ちょっとのようなんですけれども、2件ですね。2つの落札率なんですけど、93.8%と95.5%ということで新聞に出ておりました。逮捕・起訴された元部長さんは、98%のときですね、これ以上だと漏えいが疑われる可能性があると思ったと話しています。

私、2年前にも県警の入札関係で一般質問させていただきました。このときは、県警も財政難という折、なかなか予算がつかないというようなことで、最低制限価格90%を80%に下げて入札したら、かなりの請差が出てきたということだったんですが、今回また内容違いますけれども、当村の入札率、私、いつも5,000万円以上だと議会に出てきますけれども、この承認する上で、それで見ると98%前後で出てくるものですから、非常に高いなというふうに思っていたんですけども、2年前の全体の平均では、96超だということだという話だったんですけども、そのとき、私、入札制度改革の考えを村長に問いましたけれども、村長の答弁では、現状をしっかりと分析し、他自治体の取組も参考にしながら発注方法の工夫などについての検討を進めていきたいという答弁でした。検討した結果について、2年たっていますので、一応伺いたいと思います。お願いします。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 他の自治体の入札制度を見ますと、例えば、隣県、近くの村上市は、建設工事の関係では制限付一般競争入札をしておりますし、胎内市につきましては、建設工事のほかに委託も物品購入も制限付一般競争入札をしておる状況です。近くの市はそんな状況ですし、また、今回、新潟県がこの不祥事の対応として一般競争入札の範囲を拡大をしようという状況にありますし、私も、競争性を高めるという、あるいは透明性を高めるという意味でも、これまでの指名競争入札から制限付の一般競争入札を基本に、この4月から導入を図っていきいたいと考えているところです。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。

平田 広さん。

○9番（平田 広君） 制限付一般入札、あれですか、もう始めているって状況ではないんですか。この4月からそういうふうにしていくという格好ですか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） これまで、令和5年度までは指名競争入札を基本にしておりましたけれども、今後、4月以降は、制限付一般競争入札を基本でやっていこうということで、今、事務作業を進めているところです。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。

平田 広さん。

○9番（平田 広君） 了解しました。

今、県のほうでも再発防止策としていろいろ検討しているようですけども、3点が新聞に出ていました。やっぱり制限付一般競争入札を取り入れていくと。金額も大きいんですけども、今までそれは1億2,000万円を超えているものが制限付一般競争入札といったものを7,000万円に下げるとか、あるいは総合評価方式を導入していくとか、あと指名停止期間、業者の関係ですね、指名停止期間を今までより長くするというようなことが新聞に載っていました。ぜひ、その辺も検討しながら進めてもらいたいと思います。

それで、2点目の災害復旧工事の関係ですけども、それぞれの件数をお聞きしましたけども、一番金額的にも大きいのは農林課と建設課だと思うんですけども、それが細分して分かったら教えてもらいたいんですけども、件数。お願いします。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（野本 誠君） それでは、工事件数申し上げます。農地、林道関係の農林関係でございますけれども、130万円を超える件数が129件、随意契約が117件、入札案件が12件、平均落札率は94.5%です。公共土木あるいは水道関係の建設関係ですけども、件数74件、そのうち随契が43件、入札31件、落札率は96.1%でございます。あとその他として9件ございまして、随契が4件、それから入札が5件ございます。平均落札率は、教育関係が2件あって94.1%、そのほか3件で98.6%でございます。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。

平田 広さん。

○9番（平田 広君） ありがとうございます。

条例によりますと130万円以下は随意契約でいいですよという格好になってはいますが、そのときに2人以上から見積りを徴収しなさいという格好になってはいますが、それについてはどういうふうな格好で処理しているんでしょう。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（野本 誠君） 今回、緊急を要する災害という特殊な事情でございまして、緊急指示書による工事を行っておりますので、お答えとしては、見積りの徴収は1社ということになります。

少しここで対応について説明させていただきますけれども、緊急指示書によって災害協定を締結しております村の建設業界から推薦をいただいた業者に工事を依頼しております。請負業者から設計書作成に必要な資料を出していただいて設計書を作成しております。そして、設計書の内容を基に見積り書を徴し、見積り書の金額が設計価格以下の場合に請負契約を締結しているという流れで対応しております。なお、この対応は新潟県と同様でございます。

以上でございます。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。

平田 広さん。

○9番（平田 広君） 了解しました。

3点目の学校教育の状況について再質問させていただきます。

この県の不祥事の中身ですけれども、新聞等を見ていますと、わいせつとか、盗撮とか、飲酒運転、あるいは万引き、それと答案の紛失というようなこと、いろいろちょこちょこ出てきますけれども、そういう格好だと思えます。

もう1点、中学校では、技術免許が必要な学科があるそうなんです、教員免許プラス技術免許になるかと思うんですけれども、その学科に携わる教諭で技術免許を取得しない教諭が全国で2割超だというようなことがNHKのニュースで流れていました。それらに対して国では、今後5か年の、2028年度までに全部その免許を取るように、取得するように指導していくという内容でしたけれども、私、技術免許ってどこからどこまで言うのかよく分から分からないんですけれども、家庭科とか、あるいは技術科とか、そういう関係なのかなと思ってきたんですが、その内容についてお教えてください。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。教育長。

○教育長（佐藤修一君） ただいまの平田議員のご質問にお答えします。

技術免許というご質問ですけれども、学校で授業を教えるためには、教員免許状が必要です。中学校の教員免許状というのは、教科ごとになっておりまして、技術免許というものは技術科を教える教員が必要な免許状のことで、それで、今ほどご指摘のとおり、技術科の免許を持っている教員が全国的に少ないということが文科省の調査で分かったわけですけれども、これについては、小規模校では、そもそも配置される教員数が少なくなっておりますので、学校としては、国語や数学などの授業時数の多い教科の先生をまず確保するという傾向がありまして、授業時数が少ない、今ほどの技術とか家庭科とか、あるいは、音楽、美術といったものが、そういった教員が採れないという状況が発生してまいります。そのせいかなと、技術免許がない教員、学校が多いというのは。関川中学校では、現在、技術科の免許状を持っている教員が技術科を教えておりますので、問題はないと思っております。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。

平田 広さん。

○9番（平田 広君） ありがとうございました。

国の調査では全てクリアしているのは3都県だということなんですけれども、東京都と群馬県と茨城県、ここが全てクリアしていたと、ほかのところが足りないところというようなことで出てい

ました。中学校のほう、今状況聞きましたので、皆さん取得しているという格好でしたので、いいかと思えます。

それでは、次に、不登校の関係でお聞きします。

不登校とは、法律で、1年間に30日以上休む人が不登校だというふうに規定されていますけれども、先般、長岡市のことが新聞に載っていました。不登校も3つに分類されていて、30日から90日が普通の不登校の状況と、状態ということでありまして、30日から90日まで休む人が普通なので、90日を超えたら、もう深刻な状態というふうに区分しているようなんですが、あわせて、30日未満、以下の人たちについては、学校に来て保健室にいて教室に来ないというような生徒とか、あるいは、遅参とか、早退する子、遅参は、例えば2時間目しか出てこないとか、早退は午前中で、昼からもう帰ってしまうという子供さんが増えているというような状況のようでした。

当村はそのような状況下、その辺について伺います。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。教育長。

○教育長（佐藤修一君） 今ほどの平田議員のご質問にお答えします。

大体、関川村も、今、平田議員おっしゃったように、全国の様子とそう違わない状況でございますが、30日以上欠席がある者、これは病気とかそういったもの以外ですけれども、令和4年度の状況では、30日以上不登校の人数は、小学校で6名、中学校は2名でした。30日未満の児童生徒の状況は、小中とも若干名います。確かに、遅刻して給食を食べてから帰るとか、そして、教室へ入れる子もいますし、教室には入れないで相談室等で過ごす、あるいは学習したりする児童生徒もいます。保健室、それから相談室等で過ごす場合には、教員等が付き添って対応している状況です。

以上です。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。

平田 広さん。

○9番（平田 広君） 今は、当村の小中学校では、傾向的にその辺、増えているのか減っているのか、その傾向を教えてください。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。教育長。

○教育長（佐藤修一君） 今ほどのご質問ですが、小学校はここ二、三年増加傾向にあります。中学校は横ばいです。

以上です。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。

平田 広さん。

○9番（平田 広君） 子供自体が減っている状況なんですけれども、子供が減っているのに、その中でそういう不登校関係が増える傾向にあるということは、やっぱり大変なことだと思うし、問題

ではないかなと思うんですが、当村の不登校の対策、さっきちょっといろいろお話聞きましたけれども、再度、今やっていること、今後こういうふうにしていきたいと、いかなければならないというようなことを教えてもらいたいと思います。

○議長（小澤 仁君） 先ほどと同じ内容でいいんですか。掘り下げて詳しくということですか。

答弁を求めます。教育長。

○教育長（佐藤修一君） 今ほどのご質問に先立ちまして、児童生徒数が減っているのに、なぜ横ばいか、パーセントは結構高くなるわけですよね、あるいは小学校は増えているのかというのは、これは私の個人の受け止めですけども、以前は、子供も大人も学校というのは行かなければならないものだという、やっぱり思いが強かったと思います。それが、最近の傾向では、無理して学校に行かない、あるいは行かせないというような考え方が広まっているからかなというふうには思っています。ただし、これはいい悪いという問題ではなくて、かえってそうすることが子供の命や心を守ったり、あるいは子供が自分の意思を尊重してもらっているというようなことにもつながりますので、それが問題だということではないというふうに私は思っています。

それから、不登校の対策ということですけども、具体的には、関川小学校では、県主催の、県というのは県教委主催の不登校対策プロジェクト事業というのがございまして、その指定を受けて、大学の先生とか、あるいは教育委員会の指導主事においでいただいて、小中合同で研修会を開いて、不登校の理解と対応、あるいは不登校を生まない学校づくりはどうすべきかというふうなことを学んでいます。

また、最初にご説明したとおり、学校に行かない、行けない児童生徒につきましては、適応指導教室あるいは学校での空き教室を利用した、あるいは相談室を利用した場所を確保して、丁寧に対応しています。

そのほかには、県教育委員会では、欠席した場合に、1・2・3作戦というのがあるんです。それを、それ県の行動基準よりも一歩、関川村は進めて、1日休んだら必ず学校から家庭連絡して、状況を確認する。2日連続して休んだら、家庭訪問をして本人や保護者に会って、その状況を学年部で共有する。連続3日休んだ場合には、今度は、管理職も含めた不登校対策委員会等でその状況を確認し、今後どういうふうな支援したらいいかというふうなことを考える関川1・2・3運動ということに取り組んでおります。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。

平田 広さん。

○9番（平田 広君） 状況分かりました。ありがとうございました。

子供は村の宝でもありますし、ひいては国全体の子供減っているんですから、宝だと思っていますが、せっかく公費を使って、投じて、義務教育をやっているのに、不登校というのはもったいな

いというふうに思うわけですね。子供もかわいそうですし、親もせつないという気持ちだと思うんですよ。そんな中で、ぜひこれからもいい対策を講じて、いい方向に導いてくださることをお願いしまして、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（小澤 仁君） 答弁はいいですか。（「いいです」の声あり）

これで平田 広さんの一般質問を終わります。

休憩します。11時20分まで。

午後0時00分 休 憩

---

午後1時10分 再 開

○議長（小澤 仁君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第4、一般質問の続きからになります。

発言を許可します。

次に、2番、加藤つや子さん。

○2番（加藤つや子君） 2番、加藤つや子です。

私のほうからは、2つ質問させていただきたいと思います。

まず1つ目、道の駅の件ですが、誰もが利用しやすい道の駅にということで、2つお答え願いたいと思いますが、親子だけでなく、孫連れの高齢者が見守ったり、障がい者も遊具に触れたりするために、大型遊具周囲の砂利が移動を困難にしていると思われま。保護者や当事者目線でベビーカーや車椅子が乗り入れできるように、水はけのよい素材のものを敷いていただきたい。対応できないものか、これについてお伺いしたいと思います。

2つ目は、大型遊具設置により道の駅の知名度もアップしてきました。遊具で遊んだり休憩したりする人たちが本当に増えております。天気の良い日なんかはすごく増えているんですが、近年、夏場の暑さは大変異常であります。大型遊具で安全に遊んでもらうために熱中症対策が必要だと考えます。遊具周囲に屋根つきの日除けを整備することで水分補給や突然の雨に対応できるだけでなく、保護者の目も届きやすくなり、安全に配慮できると思います。これについて村長の見解をお聞きします。

2つ目は、村民の貧困問題と支援は。

村長の施政方針にもありましたが、社会福祉協議会との連携、子供たちの貧困、ヤングケアラー、家族を介護する18歳以下の子供のことを言いますが、見えない貧困もあると思います。母子世帯、父子世帯、高齢者世帯、障がい者世帯など、これをどこまで把握しているか。また、その対策をどのように講じているかお願いします。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 加藤議員のご質問に順次お答えいたします。

まず1点目の、誰もが利用しやすい道の駅についてです。

道の駅における大型遊具へのベビーカーや車椅子の乗り入れについてでございますが、ご指摘のとおり、遊具周辺には川砂を敷いていることから、ベビーカーや車椅子が乗り入れる際に車輪が取られるなど、ご不便をおかけしております。

乗り入れをやすくするためには、一部の公園でも見られますゴム製の舗装の導入も考えられますが、村の限られた予算の範囲内ではこの導入は難しく、遊具メーカーとの協議の結果、子供たちの安全性やメンテナンスの容易性を考慮し、大型遊具の周辺に川砂を敷いているところでございます。利用に当たっては保護者の方々にご不便をおかけいたしますが、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、大型遊具周辺の日よけの整備についてですが、熱中症の予防対策としましては、芝生広場でスプリンクラーを稼働させることを考えております。屋根つき日よけについては、現在、大型遊具の整備に合わせて設置した屋根つきのベンチが2か所、移設したあずまやが1か所に加え、にゃ～むの軒下にベンチを設置しております。しかし、熱中症対策としては、冷房の効いた部屋で涼むのが一番かと思っております。にゃ～むの中は冷房が効いていますので、公園利用者にはこれを周知し、熱中症対策としてにゃ～むの活用を促してまいりたいと考えています。

なお、異常気象が続く近年でありますけれども、あまりに気温が高くなる場合には、外遊びそのものも控えてもらうことも呼びかけてまいりたいと考えています。

次に、2点目の村民の貧困問題と支援についてですが、子供たちの貧困、ヤングケアラーにつきましては、乳幼児健診時に家庭状況の聞き取りを行ったり、学校での子供たちの様子を観察したりすることなどにより把握するよう努めています。

また、特に心配される子供を把握したときは、学校、教育委員会、保健師などが合同で開催し、対応方法の検討や支援を行っています。その後についても、関係機関で情報共有を図り、見守りやその時々合った支援を行っています。

見えない貧困につきましては、いずれの場合も本人の了解を得る必要がございますが、社会福祉協議会や民生児童委員からの情報提供もございますし、特定健診後の相談指導や介護支援専門員などからの情報提供など、関係機関や役場の様々な業務を通じて把握に努めているところでございます。

子供をはじめとした貧困者への対策でございますが、生活保護制度や県のパーソナルサポートセンターにつないで、自立支援などを行っています。

また、直接的な支援だけでなく、介護保険制度や障害者支援制度などのサービスにつなぐことで、貧困の対策になる場合もございます。その人、その世帯に合った支援対策を村と関係機関が連携を

して行っておるところであります。

○議長（小澤 仁君） これで答弁を終わります。

加藤つや子さん。

○2番（加藤つや子君） それでは、1つ目の大型遊具の敷地材についてでございます。再質問をお願いします。

敷地材について、先ほど村長のほうからも、多分ゴムチップ製の敷地材だと思うんですが、高価であるということですが、これについては大体どれくらいの金額があればあそこはできるのでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） ちょっと私、確認したところは、おおむね1,700万円ぐらいという話だと思います。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。

加藤つや子さん。

○2番（加藤つや子君） ゴムチップが1,700万円ということですが、それに代わるものは何かございませんか。村で考えるようなものがあれば、ご返答ください

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 遊具整備で億をかけているところはそれを使っております。それ以外で何かないかというのは、遊具メーカーとも話す中で、コスト面を含めて、一番子供たちの安全も考えると、川砂だろうなということで落ち着きました。

なお、安くやれるものがあるのであれば、これからどういうものがあるかは考えていきたいと思っています。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。

加藤つや子さん。

○2番（加藤つや子君） 今のご回答である程度分かるんですが、実際、雨とか雪とか降った場合には、あそこ水浸し状態で、なかなか水はけが悪いというのを確認しております。その、あれでいいのかどうかという問題もあるんですが、実際、乾いているところで遊んでもらうのがベストだと思うんですが、やはりその移動性のことを考えると、親がそこを見守っていくということが大事なので、そばに行けないような状況の中では、ベビーカーも持っていけないような、兄弟の見守りもできないような内容では、ちょっとどうなのかなと。ましてや村のお子さんたちを持っているお母さんたち、お父さんたちなんですけれども、遠くで見守っているしかないようなことであれば、やっぱり危険性もはらんでいきますし、何かいい方法を考えていただきたいなと思うんですが、高額な金額がかかるということですが、再検討していただければありがたいなと思います。

○議長（小澤 仁君） 答弁求めますか。続けてどうぞ。

○2番（加藤つや子君） 2つ目でございますが、先ほどの熱中症対策なんですけれども、村長が言うに、にゃ～むのところなんです、ただやっぱり狭くて、遊具からちょっと遠いというところもありますし、出入口がやはり、道路側ということで、なかなか入りにくいということもありますので、何かにゃ～むのほうの修繕とかは考えておりませんか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。副村長。

○副村長（角 幸治君） にゃ～むの利活用を進めるために、遊具側の出入口は開放できるように運用していきたいというふうに考えております。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。

加藤つや子さん。

○2番（加藤つや子君） できれば、にゃ～むのところに行く段差、あそこを何とか解消できないものではないかな。そうすると移動もしやすいと思うんですが。暑さ対策も含めてなんですけれども、屋根をかけるとか、そういった形にはできないものではないでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 現場ご覧いただきますとお分かりですけれども、にゃ～むの軒下にチェアがありますし、もうそこには既に座っておられます。したがって、その後ろのドアを開けることによって、冷房の効いた部屋を使えますので、まずはそこが使えるんだということを、公園側からも分かるようにしていくというのがまず大事なかなと思います。そのままで問題あれば、今後の対応を考えていきたいと思っております。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。

加藤つや子さん。

○2番（加藤つや子君） それでは、貧困問題のほうで再質問させていただきます。

実質、把握をしているということでございますが、実際の見えない貧困に対してどれくらいのパーセンテージの把握をされているか教えてください。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡邊浩一君） 数値的な把握となりますと、例えば、生活保護世帯というところまでいくと把握は可能なんですけれども、貧困の度合いで明確にここから貧困ですよというようなそういうところが把握はできていないというところです。

この貧困の関係につきましては、村長の答弁にもございましたけれども、例えば、食べ物に困っていますよという場合は、社協のほうのフードバンクですとか、そういったところを利用してもらったりとか、あるいは、一時的なところでお金困っていますよという場合も、社協のほうでお金を貸すという事業もございますので、そういった利用をさせていただいていますし、そういった中で、例え

ば、とてもそれでは間に合わないという場合に、例えば生活保護ですとか、そういったところに結びつけるということで、数字の把握というよりは人の把握ということで行っているというところがございます。（「課長、ヤングケアラーに特化して聞いているので、その辺把握しているかどうかです」の声あり）

申し訳ございませんでした。ヤングケアラーにつきましては、毎年、県のほうから村に、ヤングケアラーずばりということではないんですけれども、調査が参りまして、子供の、例えば手伝い、家庭でどれくらい手伝いをやっているかとか、あるいは、そういったことによって家庭での学習ができていないかとか、そういった調査が参りますので、そういったところで把握していると、学校を通じて把握しているというところがございます。

今のところ、ヤングケアラーに当たる子供は、関川村はいないということがございます。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。

加藤つや子さん。

○2番（加藤つや子君） 今ほどで、ヤングケアラーはいないと、該当している方がいないというご回答でしたけれども、その前にフードバンクのお話が出たので、一つお尋ねしたいと思います、生活に困窮する方々が村民の中に、令和5年の1月までなんですけれども、65件あったということで、食料を提供しているということを社会福祉協議会のほうからお聞きしております。ただ、食料品については、関川村にフードバンクはありません。ですから村上、新発田のフードバンクを利用しているということなんですけれども、関川村にこんなに野菜を作っている人たちがいる、事業所があるということで、村にフードバンクをつくるということはお考えではないでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡邊浩一君） 村としてもフードバンク必要ということで、今、社協のほうにお願いして、そういった取組を行っていただいているところがございます。ただ、ほかの、よその市町村を見ますと、NPOですとか、民間のボランティアというようなところで取組をしているところが多くございます。村としても、できましたらそういった組織をつくっていただくようなところがいいかと思うんですけれども、なかなかそういったところも、手を挙げていただけないというところで、また社協とも引き続き調整をしながら、どういった形でフードバンク取り組んでいけばいいのかということで、今後も検討をしながら対応していきたいと思っております。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。

加藤つや子さん。

○2番（加藤つや子君） ヤングケアラーはいないということなんですけれども、さすがに65件の食料品提供があるということは、そこが見えない貧困なんじゃないかなと私のほうでは考えるんですけれども、フードバンクについては、本当に社会福祉協議会のほうで、毎回取りに行行って、もらいに行

って、そしてお渡しするということですが、現在、新潟あたりでもうフードバンクは、材料というか食材がなかなか手に入らないという問題もあります。ですから、本当に困っている人たちがいつでも取りに行けるような、そういったフードバンクを、例えば、アチャーロのところを使ってやるとか、そういった形の提案もしていきたいなとは思っているんですが、冷蔵庫なり、保管庫なりが必要だと考えておりますけれども、NPOとかそういう団体がいない、いない、難しいということですが、やはり働きかけが不足しているのではないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡邊浩一君） 働きかけというと、明確に何か、どなたか手を挙げていただけませんかというような、そういう働きかけは、実際のところは村として行っていないというのが実情でございますけれども、先ほど申し上げましたように、今現在は社会福祉協議会で対応をしておりますので、その辺りでまた何か協力者とか、そういうところを呼びかけていながら、少しずつ関心を持っていただいたりして、できればそういうふうな取組に変えていければというところでございます。

一番のところは、貧困者のそういった方が困らないようにするというのが一番大事なところでございますので、そこをおろそかにしてということはなかなか難しいと思いますので、そういったところを見ながら、また、今後も取り組んでいきたいと思っております。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。

加藤つや子さん。

○2番（加藤つや子君） ありがとうございます。

子供たちの中で貧困が見えないようなところがあるんじゃないかなと思うのは、やはり衣類だったり、例えば不登校関係で、お昼を食べに来るだけで帰っちゃうとか、いろいろな方がいる、いろいろな子供さんのお話も聞きます。ただ、いろいろ制度の中でそれが、貧困を解決できるようなことであれば問題はないんですが、やはりそうじゃないんじゃないかなという世帯も見受けられるので、もう少し村のほうで、社協に委託している重層的体制整備事業ですか、そういったところからもいろいろな関与をしていただいて、そして貧困層をなくしていただきたいなと考えておりますが、具体的な対策を社協に委託しているということですが、重層的体制整備の中で、そういった委託の内容を少し聞かせていただければありがたいです。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡邊浩一君） 社協に委託しているという部分もでございますけれども、社協からの、例えばフードバンクの利用で間に合わないというような方については、先ほどの村長の答弁にもございましたけれども、あくまでも本人の了解を得た上で村のほうにつなぐと、何かほかの対策がないかということをつないでいただくような形を取ってございます。

その状況に応じまして、生活保護を申請することを勧めたり、あるいは、お金の管理が例えばうまくない人については、そういった管理を指導していただく機関につなげたり、あるいは、障がい者とか高齢者の介護をするために、本当は勤めて仕事をどこか給料をもらうような形で仕事ができるんですけども、そういった介護が必要となるために仕事に行けないという人には、介護サービスを勧めたりとか、いろいろな角度から村のほうでも貧困にならないようにというところから、いろいろな対策、取組を行っているところでございます。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。

加藤つや子さん。

○2番（加藤つや子君） それでは、いろいろな対策を講じていただけということで、今お聞きしました。ただ、生活困窮の相談窓口には、やはり年々人数も、相談窓口に来る人が年々増えているということでございますので、なお一層の社会福祉協議会との連携をお願いして私の質問を終わります。

○議長（小澤 仁君） 答弁求めますか。（「求めません」の声あり）質問で終わってくださいね。

（「はい、失礼しました」の声あり）

これで加藤つや子さんの一般質問を終わります。

次に、3番、川崎哲也さん。

○3番（川崎哲也君） 3番、川崎哲也です。

私からは、村の脱炭素事業についてお伺いします。

主に住民説明会についてです。

現在、世界の大半の国々は、環境保全・脱炭素社会に向けて、様々に社会経済構造の変革・改革に取り組んでいます。国際情勢、世界経済など今後の動向は未知な部分もあり、それらの注視は必要ではありますが、その中でも関川村が先行して脱炭素事業に取り組んでいる。村が同事業を通じて、環境保全と地域課題解決のよい事例となるよう、私は同事業を支援したいと思います。

同事業は、これからの村の在り方に大きな変化をもたらすものであり、村民の理解と協力は不可欠であると考えます。一方で、同事業の内容、進捗状況などがよく理解できず、不安を抱く村民もいます。

村民の理解、協力を得て、村民とともに同事業を進め、よりよい村の未来をつくる。そのために、同事業内容に関する村民向けの公聴会、事業説明会、もしくは意見交換会などを開催することが大切だと思うのですが、そのような計画はあるかお伺いいたします。

よろしく申し上げます。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 川崎議員のご質問にお答えをいたします。

脱炭素事業の推進につきましては、村民皆さんや関係する事業体の皆さんのご理解、ご協力は必要不可欠であります。この事業では、まずは公共施設における省エネ化や太陽光発電設備の設置から順次進めてまいります。公共施設への太陽光パネルの設置が進みますと、ご覧をいただける状況となりますので、機会を捉えながら事業の進捗に合わせて説明会や意見交換の場を設けていきたいと考えております。

また、専用のホームページを立ち上げております。順次更新をしながら情報公開にも努めてまいりますと思います。

○議長（小澤 仁君） これで答弁を終わります。

川崎哲也さん。

○3番（川崎哲也君） ありがとうございます。

一応、説明会は開催するということですので、それは安心しました。

ですが、ちょっと具体的にもう少し説明会の内容というか、ちょっとお伺いしますが、パネル設置後に説明会ということですが、具体的にいつ頃というのはもう、分かる範囲でよろしいんですが、教えてください。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。脱炭素推進室長。

○脱炭素推進室長（大島祐治君） 今ほどの川崎議員のご質問にお答えいたします。

まだ具体的に計画を立てているわけではございません。ですが、この年度末までに2か所の公共施設への太陽光パネル設置を予定しておりますので、その後、順次進捗に合わせて施設の中の再エネというのがどういうふうな形で進むのかということをご覧いただきながら、そういう機会を設けていきたいというふうに考えております。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。

川崎哲也さん。

○3番（川崎哲也君） その説明会についてなんですけれども、説明会を開催しても、お互いの理解が深まらないまま説明会を開催したという記録というか、形だけ残るような、そんな事例もよく聞いていますので、できればもうちょっと中身を詳しく教えていただきたいというか、詰めていただきたいんですけれども、例えばその説明会の規模は考えていますか。事業者とか住民が十分に質疑応答、意見交換できるような人数の規模とか、例えばそんな意見交換会の中身についてちょっとお伺いします。

○議長（小澤 仁君） 川崎議員に申し上げます。

今、具体的な日程その他はまだ検討していますがという答弁の中で、その質問をされますか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。脱炭素推進室長。

○脱炭素推進室長（大島祐治君） 具体的な点についてはまだ検討させていただいているところでご

ございますが、施設の大きさ等々を踏まえても、そんなに大規模に全村民を対象にというものを1回やれば終わりというような格好では考えておりません。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。

川崎哲也さん。

○3番（川崎哲也君） ちなみに村民向けの住民説明会については、パネル設置後ということなんですけども、例えば小中学生向けには、出前授業という形で各学校に出向いて脱炭素事業の説明を行ったと思うんですけれども、それはどういった経緯で開催されたんでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。脱炭素推進室長。

○脱炭素推進室長（大島祐治君） 今ほどの質問にお答えします。

小学校につきましては、小学校のほうもSDGsという観点で事業のほうを前向きに捉えていただいている中で、小学校3年生だったかな、がその授業の中で村が進める脱炭素について勉強したいということで、我々行かせていただいてお話をさせていただいたというところでございます。

また、中学校につきましては、中学校1年生を対象に、新潟県内の中学校が集まる円卓会議というものが開催される計画が持ち上がりまして、その中に関川中学校参加することにして、その勉強会ということで脱炭素事業の概略について説明をするとともに、今、村内で行われているような計画についてもお話をさせていただいたところです。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。

川崎哲也さん。

○3番（川崎哲也君） もし、例えば、村の有志で勉強会をしたいということがあったときに、今のよう形で講師出張というか、出前授業みたいなことは可能なんでしょうか、脱炭素推進室のほうから講師を派遣していただいて。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 脱炭素の説明会といいましてもかなり範囲が広うございます。そもそも脱炭素とは何なのかから始める講義もあれば、例えば、風力発電どうするのか、バイオマス発電はどうなのかと、そういう具体的なものもありますし、あと一方で、我々住民は何したらいいんだというようなこともございますので、ある程度絞り込んだことをしなければならいんですが、これは先行地域で実施しておりますので、うちの職員、役場職員も本当に夜も徹してぐらいの仕事を今している状況で、もう少し状況が見える形になったときにお話ができればなと思っております。

ただ、議員がおっしゃったとおり、こういうことについて教えてほしいという有志、あるいは集落でもよろしゅうございます、ちょっと説明してほしいということがあれば、職員を派遣して対応していきたいと思っております。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。

川崎哲也さん。

○3番(川崎哲也君) 例えば、今ほど村長おっしゃったように、脱炭素事業となると広範囲なことを網羅しなければいけないので、時間も労力もすごくかかると思うんですけども、例えば、この脱炭素社会に向けて、村民に対してエネルギー問題とか省エネとかに関する意識向上やや行動の変容も求めていると、そういうふうに関川村脱炭素事業の地球温暖化対策実行計画にもあるんですけども、例えば、脱炭素事業という内容ではなくて、村民の意識向上とか行動変容に関するような、そんな勉強会とかもやっぱり難しいでしょうかね。

○議長(小澤 仁君) 答弁を求めます。脱炭素推進室長。

○脱炭素推進室長(大島祐治君) 今ほどのご質問でございますが、全てを網羅した形でのものではなく、行動変容という部分でのご質問かと思えます。

行動変容につきましても非常に幅が広がります。節電であったり、プラスチックの問題があったりと、こういう分野かなり広がります。そういった面では、私そのものも、今そういった省エネ対策であったり、エネルギー対策という行動変容に向けた勉強を、今まさにさせていただいているところでございます。そういった面もありますので、無料で省エネの講演をやっていただけるような財団のほうと、うちもつながりを持っておりますので、そういった機会を設けて説明会のほうは開催をさせていただければなというふうに考えております。

○議長(小澤 仁君) 答弁を終わります。

川崎哲也さん。

○3番(川崎哲也君) ありがとうございます。

住民説明会が決まったときに、その周知の方法はどのように考えているのでしょうか。令和4年の脱炭素に関する村民向けアンケートでは、自治体のポスターやチラシ、ホームページで脱炭素社会について知ったというのは4%ぐらいしかいなかったもので、恐らくホームページとかチラシではあまりお知らせという感じにはならないかと思うんですけども、どのように周知する予定でいますでしょうか。

○議長(小澤 仁君) 答弁を求めます。脱炭素推進室長。

○脱炭素推進室長(大島祐治君) 行政サイドとして一番効率がいいのかなという形を持って広報でのお知らせ等々をさせていただいております。そういったものを継続をさせていただくだけではなくて、今、村のほうではSNSを活用した情報の発信等も行っておりますので、そういった場も通じて広報のほうは行わせていただきたいというふうに考えております。

○議長(小澤 仁君) 答弁を終わります。(「以上で質問を終わります」の声あり)

これで川崎哲也さんの一般質問を終わります。

次に、7番、高橋正之さん。

○7番（高橋正之君） 7番、高橋正之です。

道の駅関川について。

令和6年度の施政方針説明の中で、道の駅関川について説明しておられます。

そこでお伺いをいたします。

1点目、コンビニ誘致は狭いとありますが、どの辺りを当初誘致の場所として考えていたのかお聞きしたいと思います。

2点目、アチャーロの再利用や解体後の提案とありますが、どのように進めていくのかお聞かせをいただきたいと思います。

農業振興について。

農業の振興についてももう一度お伺いします。県営ではありますが、村と土地改良区が行っております鮎谷、大島の沢田地区の圃場整備事業についての進捗について、状況をお伺いしたいと思います。

2点目、関川産米の新たな付加価値の創出とありますが、内容についてお伺いをいたします。

続いて、林業振興についてであります。

林業の振興についてお伺いいたします。J-クレジット制度への取組とありますが、どのように取り組むのか教えていただきたいと思います。

2つ目、森林環境譲与税の有効活用についての内容をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 高橋議員のご質問に順次お答えをいたします。

まずは1点目の道の駅についてです。コンビニの誘致場所についてですが、令和5年9月議会の加藤議員の一般質問の際の副村長答弁のとおり、現在の道の駅の敷地ではコンビニを誘致するには面積が不十分と考えているところです。検討過程では、にゃ〜む前の駐車場に建設する案もありましたが、利便性等の点から実現に至りませんでした。そのため、現在、アチャーロを再利用、または解体により活用できないか、事業提案を募っているところでございます。

次に、アチャーロ活用の提案を受けた後の進め方についてですが、令和2年度から進めてきました道の駅のリニューアル工事が今年度の大型遊具の整備をもって完了したところですが、来場者が大幅に増えたことに伴い、飲食店がないという従来の課題が顕著になっています。加えて、来場者が増えたことでアチャーロの再利用または解体後の活用により新たなサービスを提供する余地が増したのではないかと考え、令和6年2月8日から3月29日まで事業提案、意見募集をしているところでございます。

村では、いただいた提案、意見を参考にしながら、改めて令和6年度中に活用方法を取りまとめたいと考えております。

建物の再利用または解体のいずれにしましても、募集の趣旨を踏まえて、村内外から多くの提案をいただけることを期待しております。

次に、2点目の農業振興についてです。

初めに、圃場整備事業の進捗状況についてです。鮎谷地区の圃場整備事業につきましては、令和5年度に調査採択され、2年間の調査期間中でございます。その後、営農面での調整を行い、令和8年度の事業採択を目指しております。大島沢田地区につきましては、現在、令和6年度の調査採択を目指して準備を進めているところです。令和6年度に採択をされれば、令和9年までの4年間の調査期間を経て、令和10年度の事業採択を目指しているところです。現在、2地区同時に地元申請主体である関川村土地改良区と新潟県、村、そして関係者で、事業採択に向けた話し合いを行っているところです。

次に、関川産米の新たな付加価値の創出についてです。近年、環境に配慮して生産された農産物であることが一つの魅力、付加価値として、消費者に認められるようになってきています。関川産米は、岩船産コシヒカリとしてこれまで築き上げてきた食味等、産地と食味のブランドがございますが、このたび、中干し期間の延長により、水田から発生する温室効果ガスの発生を削減する取組により、環境に配慮して生産されたお米として新たな付加価値をつけようとするものです。村としましては、この取組により農家所得の向上並びに販路の拡大につなげていきたいと考えております。

続いて3点目の林業振興についてです。

初めに、林業のJ-クレジット制度の取組についてです。J-クレジット制度とは、適切な森林管理による温室効果ガスの吸収や再生可能エネルギーの利用による温室効果ガスの排出削減量等に応じて、国がクレジットとして認証し、取引を可能にする制度です。村としましては、脱炭素社会の実現に向け、本制度を活用し地域資源の循環利用の可能性を探りたいと考えております。具体的には、村が森林経営計画を策定した村有林において、間伐等の施業を実施し、二酸化炭素の吸収貯蓄の取組を行うことで創出したJ-クレジットを販売することにより得た資金を財源として森林施業の拡大へとつなげようとするものです。

村としましては、様々な制度を活用することで、森林整備、木材生産を活発化させ、森林林業施策の好循環を生み出すべく取り組んでまいります。

次に、森林環境譲与税の有効活用についてです。この森林環境譲与税ですが、令和元年に始まり、令和6年度からは森林環境税として1人年1,000円が課税されることになっています。また、森林環境税の用途は、森林整備、人材育成、木材の利用や普及啓発に資する事業とされております。森林環境税は令和6年度から年間約1,500万円と見込んでおりますが、その後、審査をいただきます。令和6年度当初予算に10の事業を盛り込み、令和4年8月豪雨で被災した森林作業道の復旧や、林道維持管理業務委託といった森林整備に関するもののほか、せきかわ山の担い手育成講座や木質バ

イオマストーブ等設置補助金など、人材の育成や木材の利用、普及といった幅広い目的で有効に活用していきたいと考えております。

○議長（小澤 仁君） これで答弁を終わります。

高橋正之さん。

○7番（高橋正之君） それでは、1点目のコンビニ誘致の件であります。今建っているアチャーロですね、当初はあそこを解体するという形での誘致を考えておったのではないかと思うんですが、その辺はいかがでしょう。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。副村長。

○副村長（角 幸治君） コンビニの誘致ですけれども、まず、アチャーロを解体せずにコンビニを建てられるのではないかとこのところをまず検討したところ、建てられないことはないんですけれども、やはり今の道路の付け替えですとか駐車場の拡張などが必要だということで、一旦これは断念したということでございます。

次に、アチャーロを解体して、その跡地に、これはもうコンビニだけではないんですけれども、何かコンビニを含む新たな集客施設を整備できないかということで考えておりますが、まずはアチャーロをそのまま利用したいという声もありますので、その両方の面で、今、公募をかけているところでございます。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。

高橋正之さん。

○7番（高橋正之君） コンビニの誘致って最初に村長が推し進めておまして、ちぐら館にそばができる前の話で、最近、ちぐら館でそばをやるという話が出てきて、アチャーロの取り壊しも結構お金がかかるというようなことから考えを転換したのかなと思うんですけれども、これ、1番も2番もごっちゃになるんですが、アチャーロそのものも古くなってしまして、中の機材なんかも相当古くなっているというようなことで、相当またその辺も直したりすればお金がかかるのではないかなと思われませんが、それプラス年数もたっておりますので、消防法的にもちょっと問題があるように聞いておりますけれども、その辺はいかがでしょう。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） ちょっともう1回整理してお話ししますと、コンビニ誘致をしようというにやむの前の駐車場辺りでやろうということ考えたんですが、狭いなということで、それではアチャーロでできないかと。アチャーロに入ってくれる人がいればいいんですけれども、あそこは吹き抜けの建物になっていて、冷暖房のランニングコストだけでもばか高いと、ちょっとコンビニは難しいなという、そういう状況がありました。

そして、もう一つは、今、遊具が出来て、人がどんどんお見えに、夏場とかおられましたけども、

どうしても食べるところが要るよねと。であれば、コンビニと建物が両方あるような、例えば2階建てみたいなそういうものでもあればいいというのが、思いがあって、だけどそれは行政でやる話ではないなど。もしそういう事業をやりたいという人がいるのであれば、コンビニも遊ぶ方々からすればちょっと便利になりますし、そこで食事が取れるのであれば、道の駅全体の価値も上がるわけですから、事業者がそういうものを建てたいというのであれば、取りあえず村が解体して、業者にそこをやってもらおうかという案も考えたんですが、まずはその前に様々な、我々だけの案では狭いので、いろんな人の意見を一回聞いてみようということで、今回、募集をしているところでございます。経緯からすると、そんな状況になっております。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。

高橋正之さん。

○7番（高橋正之君） ありがとうございます。

アチャーロの脇といいますか、昔アパートが建っていたところですね、村で購入されましたけれども、今のところあのかいわいもコンビニ誘致のときに、駐車場にするとか、そこまでの考えはなかったんですか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 道の駅にはまだ投資したいとか、実はいっぱいありまして、例えば、今おっしゃったとおり、買い取ったところ、あそこ袋小路になっていまして、東桂苑側からしか行けないと。そこから道の駅に出られない。何ですか、にゃ〜むとアチャーロをつなぐ通路みたいなのがあって分断していると。本当はそれもぶっ壊して、周遊できるようなものにしたいなと思っていましたけれども、それがなしに、あのところにコンビニを置くというのは、まず無理かなと思って、そこまでのことは考えておりませんでした。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。

高橋正之さん。

○7番（高橋正之君） ありがとうございます。

今、アチャーロの再利用についてなんですけど、雲母里のところでもお菓子づくりやらいろいろやられていますけれども、せっかくいい道の駅の中にアチャーロがありますけれども、あそこでいろいろ作ったり、それこそ春の山菜やら、利用している方が多く見受けられたんですが、そこでもう即日販売というようなことをやったら、うんと利用できるのかなというふうに思いますけれども、その辺は、雲母里からアチャーロへ移るといような考えはございませんか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 雲母里から機能を移すということですか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。

高橋正之さん。

○7番（高橋正之君） 雲母里を利用していますけれども、雲母里だと結構、道の駅からは遠いので、道の駅を利用して、あそこでお菓子を作って販売したり、山菜を採ってきたものをそこで販売したりというふうにご利用されたら、もっと有効利用ができるんじゃないかなというふうに思うんですが、その辺はいかがでしょう。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） そういうこともありまして、今回、村民、村外を問わず広く意見を募集しておりますので、ぜひそういう方がおられるのなら、企画をいただければ、様々な企画の中でどう対応すべきかというのは考えていきたいなと思っております。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。

高橋正之さん。

○7番（高橋正之君） ありがとうございます。

農業振興についてなんですが、圃場整備についてであります。

鮎谷のほうは今年で、新年度から設計に取り組むというようなことでお聞きしました。大島沢田地区については、令和6年から9年までの間に採択できれば、10年から事業にかかるというお答えでしたけども、鮎谷地区については13町歩弱ですかね、そのぐらいの規模だったと思うんですが、今年1年での設計で間に合うもののでしょうか。その辺ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。農林課長。

○農林課長（富樫吉栄君） ただいまの高橋議員のご質問にお答えします。

鮎谷地区の調査設計については令和5年度から始まっておりまして、2か年をかけて実施しております。2か年で、令和6年度で設計のほうは終わるといように考えております。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。

高橋正之さん。

○7番（高橋正之君） ありがとうございます。

大島沢田地区については、地元の方々の取りまとめはもう終わって採択に入っているということで、考え方で間違いございませんか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。農林課長。

○農林課長（富樫吉栄君） 大島沢田地区についても、鮎谷地区と同じ時期に話が上がりまして、今、仮同意というような形で、おおむねその事業に賛同していただけるという形で進んでおります。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。

高橋正之さん。

○7番（高橋正之君） ありがとうございます。

それでは、2点目の関川産米の付加価値の創出についてでありますけれども、村長からお話ありましたけれども、これは関川産米全体ということの考え方でよろしいですか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。農林課長。

○農林課長（富樫吉栄君） この取組は、将来的には全村に広げていきたいなという思いはあるんですけれども、まず令和6年度につきましては、大規模農家と言われるような方々を中心にお話がけをさせていただいて、取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。

高橋正之さん。

○7番（高橋正之君） ありがとうございます。

取組のほうはよろしく願いをいたします。

林業振興についてであります、Jークレジットの制度の取組についてでありますけれども、この取組の手続がちょっと複雑で時間がかかるというふうに聞いておりますけれども、どのくらいの時間がかかるのか、ちょっと教えてください。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。農林課長。

○農林課長（富樫吉栄君） 確かに手続のほう、専門的な知識有するというふうに考えております。

ということで、来年度、専門的な知識を入れて、知識を持つ企業さんともちょっと連携をしていきたいなというふうに思いながら、連携をしながら進めていきたいというふうに考えております。

時間的には、6月ぐらいに申請していくような形で考えておまして、制度自体の手続等々含めると1年ぐらいかかるというような形で考えております。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。

高橋正之さん。

○7番（高橋正之君） ありがとうございます。

このJークレジットの取得した時点でのデメリットってあるんですか。ちょっとお願いいたします。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。農林課長。

○農林課長（富樫吉栄君） ただいまのご質問にお答えします。

そうですね、デメリット、メリット、様々あるかと思えますけれども、その辺を踏まえて専門的な知識を入れて検討していきたいというふうに考えております。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。

高橋正之さん。

○7番（高橋正之君） Jークレジットを取得すると、村長が言われたとおり、関川村も温室効果ガスですか、これをゼロにする目的に向かってというようなお話の中で、このJークレジットを使う

とさらなる効果が得られるという考えの下だと思えるんですけども、ぜひいい方向に進めていただければなというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、森林環境譲与税の有効利用についてであります、今、林業に関する人材不足が大変多くございまして、林業従事者の育成指導についても、この活用が、使ってもいいというふうになっていると思ひますが、その辺についてちょっとお考えをお聞かせください。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。農林課長。

○農林課長（富樫吉栄君） これは大きな、人材の確保というのは大きな問題で、課題であるかなというふうに考えておりますけれども、一般の住民、村民向けには、山の担い手育成講座ということで、森林組合さんに委託して人材の掘り起こしというか、山に興味を持っていただけるといような取組を始めているところでございます。

また、例えば、林業事業体にお勤めされるような担い手と言われる方々の育成とか確保については、またいろいろな施策あるかと思ひます。林業事業体の方からも様々なご意見をいただきながら、その辺検討していきたいというふうに考えております。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。

高橋正之さん。

○7番（高橋正之君） 毎回同じようなことばかり言って大変申し訳ないんですが、検討してまいりたいというふうにいつも言われるんですけども、実際に、それこそこれから木質バイオマスも取り組まなければならない中で、いろいろな考えがあろうかと思ひますけれども、人材不足は確かなので、しっかり取り組んでいただければなと思ひますので、よろしくお願ひいたします。以上で。

○議長（小澤 仁君） 答弁求めますか。（「いや、いいです」の声あり）

これで高橋正之さんの一般質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

休憩します。14時20分まで。

午後2時08分 休 憩

---

午後2時20分 再 開

○議長（小澤 仁君） 休憩を閉じ会議を再開します。

---

日程第5、議案第7号 関川村空き家等の適正管理に関する条例の全部を改正する条例

○議長（小澤 仁君） 日程第5、議案第7号 関川村空き家等の適正管理に関する条例の全部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 議案第7号は、関川村空き家等の適正管理に関する条例の全部を改正する条例でございます。

これは、国の法律改正に合わせ、用語や手続等を法律に準拠させるため全部改正するものです。

詳細は副村長に説明させます。

○議長（小澤 仁君） 副村長。

○副村長（角 幸治君） 議案第7号 関川村空き家等の適正管理に関する条例の全部を改正する条例についてでございます。

当該条例は、令和5年12月13日付で施行された空き家等対策の推進に関する特別措置法の改正に合せ、関川村空き家等の適正管理に関する条例を全部改正するものでございます。

従来の条例は法律に準拠していない条例だったため、用語の定義が法律と整合していないこと、債権を放棄する際に国税徴収法の例によることができず、議会議決を経ない限り債権が消滅しないことなど不都合が多いこと。また、特別措置法の改正により管理不全空き家の概念が盛り込まれたことから、この機会に法律準拠とすべく改正するものがございます。

このたびの改正により、第2条では、新たに盛り込まれた管理不全空き家を含め、法律の定義と整合させました。

第3条、第4条では、所有者及び村民の役割を明確に位置づけたほか、第5条では、管理不全空き家等の認定手続の明確化、第9条では、管理不全空き家等が村民の生命や財産に被害を与えることが明らかな場合、緊急安全措置を取れるようにすることなどを定めています。

これらによって従来よりも空き家等の管理が円滑に行われるものと考えます。

○議長（小澤 仁君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。10番、鈴木紀夫さん。

○10番（鈴木紀夫君） この空き家対策ということですが、この空き家というのは、何をもちて空き家というのか、定義を教えてくださいませんか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。角副村長。

○副村長（角 幸治君） 空き家の定義についてでございますけれども、法律によれば、空き家等というのは、建築物またはこれに附属する工作物であって、居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地、これには立木やその他の土地に定着するものを含む、をいうものというふうになってございます。

以上です。

○議長（小澤 仁君） これで答弁を終わります。

10番、鈴木さん。

○10番（鈴木紀夫君） 第2条で、空き家等のところ、今説明があったところの住居その他使用がされていないというような文言だと思うんですが、特定空き家が倒壊等安全上危険な建物、3番の管理不全空き家等、これは、このまま放置すると特定になり得る状況のということですよね。そうすると、下の第3条の部分で、建物の所有とありますけれども、所有せずまたは管理していない場合は当該空き家等に係る敷地の所有者は、というくだりなんですけれども、これはもう建物の所有者とその敷地の所有者が違う場合のことを言っているんですか。また、同じ場合のことも含めての文言でしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。副村長。

○副村長（角 幸治君） ここでいう所有者ということでございますけれども、この場合は、登記などをしていないと、せずにその建物を所有している場合を指すものというふうに考えております。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。

10番、鈴木紀夫さん。

○10番（鈴木紀夫君） ということは、土地の所有者と建物の所有者は違うという場合、違うというように解釈でよろしいですか。

○議長（小澤 仁君） 副村長。

○副村長（角 幸治君） 土地と上物の所有者が異なる場合も含まれますけれども、上物が登記されていなくて、今となっては誰が所有しているのか分からないという場合を指していると考えています。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。

10番、鈴木さん。

○10番（鈴木紀夫君） 自分ひっかかっているのが、第3条の2の、その下2行目になるんですかね、この最後のほうの、所有せずまたは管理していない場合のところなんですけれども、これは、「または」となると、「または」ではなく「かつ」なんではないのかなと、文言がちよっと違ってくるのではないかなというふうに思うんですが。

○議長（小澤 仁君） 質問ですよね。

○10番（鈴木紀夫君） はい。すみません、ちょっと、これ文言自体が非常に難しく、理解しづらいような文章になっているものですから、今、異議なしという声もあったんですが、皆さん本当に理解しているのかどうかと思ひまして、ちょっとこの部分、詳しく分かりやすく説明していただければなと思います。

○議長（小澤 仁君） 副村長。

○副村長（角 幸治君） ここでいう「または」というのは、敷地の所有者が上に建っているものを所有していないまたは管理をしていない場合を指しているということです。所有していても管理している場合もあり得ますので、そういう意味で所有もしていない、あるいは管理していな

い、そうでなければ所有者が上物も所有しているという場合は、ここに当てはまらないということになりますので、こういう書き方になるんだというふうに考えております。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。

10番、鈴木さん。

○10番（鈴木紀夫君） 本当にちょっと非常に理解に苦しむ、文章で、こういった法律というのは、本当に国のやつなんて本当に分からないような文言を使ったり、言い回しだったりするんですけども、もう少し分かりやすいような文言を使えないものかなというふうに思います。

それと、次のページの第5条、この調査、管理の、空き家の適切に講ずるために必要な調査を行いとありますが、この調査はこの後に出てくる空き家対策協議会のほうでやられるのか、それとも、そういった住宅診断をするような会社が行うのか、これどういった、調査はどこが行うものなんでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。（「もう一度質問をお願いします」の声あり）

鈴木紀夫さん。発言ボタンを押してから。

○10番（鈴木紀夫君） 第5条の「村長は」から始まる文言ですけれども、特定空き家に対する処置を適切に講ずるため、必要な調査を行いということで、空き家を特定するわけですね。その場合、この調査はどこが行うものでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。副村長。

○副村長（角 幸治君） 現時点で、具体的にどこがということは、まだ検討していませんけれども、実際には、村が専門家に頼んで、委託して調査を行うものだというふうに考えております。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。

鈴木さん。

○10番（鈴木紀夫君） そうすると、その調査したところからの情報を空き家対策協議会なるもの、第8条ですけれども、そこで検討して対応していくというようなことでよろしいでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。副村長。

○副村長（角 幸治君） 議員おっしゃるとおり、この得た調査結果を踏まえて空き家対策協議会に意見を求めるという流れになると考えております。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。

10番、鈴木さん。

○10番（鈴木紀夫君） あと2点ほどあるんですけども、この最後のページの第9条の4、「村長は」で始まる部分なんですけれども、最後の文言で、実際に要した費用の額及びその納期限を定め、所有者に対し文書をもって納付を命令しなければならないとありますけれども、これ徴収に応じれば問題ないわけですが、応じなかった場合、支払い能力がある場合と、支払い能力がない場合とあ

るんですが、これに対する対応というのはどういったものを考えているのでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。副村長。

○副村長（角 幸治君） この分は、まさに国税徴収法に基づきまして督促を行い、必要に応じて差押え等の措置を行う場合もあり得ますし、もしもその所有者が無財産であるということが明らかになれば、債権放棄という流れになろうかというふうに考えております。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。

10番、鈴木さん。

○10番（鈴木紀夫君） 最後の10条なんですけれども、村長は緊急の必要とありますけれども、その後、村内の管轄する関係機関ともありますが、これ緊急に必要な場合と状況と、関係機関について教えていただきたいんですが。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。副村長。

○副村長（角 幸治君） 緊急の必要があるというのは、災害等の発生によって、まさに建物が崩壊するような場合が考えられます。また、管轄関係機関というのは、空き家に対応するために必要な機関ということで、場合によっては建設事業者なんかも入ってくると思いますし、関連する事業者などが該当するというふうに考えております。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。

10番、鈴木さん。

○10番（鈴木紀夫君） 最後に質問なんですけれども、今の空き家ってだんだんと増えてきているわけなんですけれども、だからこういった条例なんかも必要になってくるとは思うんですけれども、今ある空き家というのは、どこから空き家で、どこまで空き家じゃないのか、その基準というのはあるのでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。副村長。

○副村長（角 幸治君） 空き家の定義でございますけれども、法律の定義に従えば、この特別措置法の第2条の定義によるものだと考えられますが、実際には、現地調査などをしながら、その都度判断していくものだというふうに考えております。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。

そのほか質疑ありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第7号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第7号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） 討論なしと認めます。

これより、議案第7号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

---

日程第6、議案第8号 関川村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の全部を改正する条例

日程第7、議案第9号 関川村指定介護予防支援等の事業に関する基準等を定める条例の全部を改正する条例

日程第8、議案第10号 関川村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の全部を改正する条例

日程第9、議案第11号 関川村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の全部を改正する条例

○議長（小澤 仁君） 日程第6、議案第8号 関川村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の全部を改正する条例から、日程第9、議案第11号 関川村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の全部を改正する条例まで、以上4件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 議案第8号から議案第11号の4議案は、いずれも国の法律改正に適宜対応できるよう介護サービス事業の基準を定めた関係条例の全部を改正するものでございます。

詳細について健康福祉課参事に説明させます。

○議長（小澤 仁君） 健康福祉課佐藤参事。

○健康福祉課参事（佐藤恵子君） 議案第8号 関川村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の全部を改正する条例から、議案第11号 関川村指定地域密着型介護予

防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の全部を改正する条例について説明させていただきます。

村が指定する介護保険事業の基準を定めている条例を、このたび全部改正するものです。国の基準省令の条文を村の条例として定めていたものを、基準省令の定めるところにするものとするため、改正するものです。

なお、国の基準省令において、村で定める必要がある条文や内容を変更して定める条文につきましても、改正に合わせて定めさせていただきました。

説明は以上です。

○議長（小澤 仁君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

初めに、議案第8号の質疑を許可します。質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） 質疑なしと認め、議案第8号の質疑を終わります。

ただいま議題になっております議案第8号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第8号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） 討論なしと認めます。

これより、議案第8号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号の質疑を許可します。質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第9号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小澤 仁君) ご異議なしと認めます。したがって、議案第9号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(小澤 仁君) 討論なしと認めます。

これより、議案第9号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小澤 仁君) ご異議なしと認めます。したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号の質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(小澤 仁君) 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第10号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小澤 仁君) ご異議なしと認めます。したがって、議案第10号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(小澤 仁君) 討論なしと認めます。

これより、議案第10号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小澤 仁君) ご異議なしと認めます。したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号の質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(小澤 仁君) 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第11号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小澤 仁君) ご異議なしと認めます。したがって、議案第11号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(小澤 仁君) 討論なしと認めます。

これより、議案第11号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小澤 仁君) ご異議なしと認めます。したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

---

日程第10、議案第12号 関川村課制条例の一部を改正する条例

○議長(小澤 仁君) 日程第10、議案第12号 関川村課制条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長(加藤 弘君) 議案第12号は、関川村課制条例の一部を改正する条例でございます。

これは、脱炭素施策が実行段階に入るため、地域政策課内に設置しております脱炭素推進室を課と同格の室に昇格させるための条例改正でございます。

以上です。

○議長(小澤 仁君) これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。10番、鈴木さん。

○10番(鈴木紀夫君) 3分の2ページ目の改正前と改正後、右側の改正前の地域政策課のところ、新エネルギー対策などございましたが、今回、改正される新エネルギーに対しては、脱炭素のところにも政策のところにも入ってこないんですが、これはどちらが担当されるのでしょうか。

○議長(小澤 仁君) 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長(野本 誠君) お答えいたします。

新エネルギー対策という言葉は入っておりませんが、改正後は、脱炭素推進室で所管をいたします。

○議長(小澤 仁君) 答弁を終わります。

ほか質疑ありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長（小澤 仁君） これで質疑を終わります。

ただいま議題になっております議案第12号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第12号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） 討論なしと認めます。

これより、議案第12号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

---

日程第11、議案第13号 関川村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

日程第12、議案第14号 関川村会計年度任用職員の給与及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（小澤 仁君） 日程第11、議案第13号 関川村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例及び日程第12、議案第14号 関川村会計年度任用職員の給与及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の以上2件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 議案第13号は、関川村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例、議案第14号は、関川村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例でございます。

いずれも会計年度任用職員の処遇を改善するため、条例の一部を改正するものです。

詳細は総務課長に説明させます。

○議長（小澤 仁君） 総務課長。

○総務課長（野本 誠君） それでは、ご説明させていただきます。

議案第14号のほうを先に説明させていただきたいと思います。

新旧対照表をご覧いただきたいと思います。

関川村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例でございます。

まず第3条で会計年度任用職員の給与に勤勉手当を新たに加えるということで改正してごさいます。

それから、第14条は、フルタイムの会計年度任用職員の期末手当の関係でございます。

次のページも、14条の2、フルタイムの関係でございますが、関川村にはこの職員はおりませんので説明省略させていただきます。

第22条、パートタイム会計年度任用職員の期末手当でございます。これ支給率を引き上げるということで、改正前は100分の50というふうになっておりますが、改正後は100分の67.5ということでございます。

第22条の2、パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当を新たに加えるというものでございます。支給率は100分の50ということでございます。

令和6年4月1日からの施行でございます。

続いて、議案第13号を説明させていただきます。

関川村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例でございます。

新旧対照表をご覧いただきたいと思ひます。

改正前でございすけれども、育児休業をしている職員に係る勤勉手当については、会計年度任用職員を除くと規定しておりますが、改正後では、育児休業をしている会計年度任用職員にも勤勉手当を支給するということの改正でございす。

説明は以上です。

○議長（小澤 仁君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

初めに、議案第13号の質疑を許可します。質疑はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題になっていす議案第13号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思ひます。これにご異議ありますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第13号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） 討論なしと認めます。

これより、議案第13号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小澤 仁君) ご異議なしと認めます。したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号の質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(小澤 仁君) 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第14号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小澤 仁君) ご異議なしと認めます。したがって、議案第14号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(小澤 仁君) 討論なしと認めます。

これより、議案第14号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小澤 仁君) ご異議なしと認めます。したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

---

日程第13、議案第15号 関川村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

日程第14、議案第16号 関川村特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

○議長(小澤 仁君) 日程第13、議案第15号 関川村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例及び日程第14、議案第16号 関川村特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、以上2件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長(加藤 弘君) 議案第15号及び議案第16号は、いずれも昨年末に特別職等報酬審議会から答申をいただきました内容に基づき、議員報酬並びに特別職給与を引き上げるために条例の一部を改正するものでございます。

報酬審議会からは、昨年も今般同様の引上げの答申をいただいておりますが、当時は豪雨災害

の復旧途上であることを踏まえ、引上げを見送りの経緯がございます。今般は、2年続けて引上げの答申をいただいたこともあり、答申内容に基づき条例改正をお願いするものでございます。

具体的な内容は総務課長に説明させます。

○議長（小澤 仁君） 総務課長。

○総務課長（野本 誠君） それでは、議案第15号から説明させていただきます。

関川村議会議員の報酬の改正でございます。

新旧対照表をご覧いただきたいと思います。

改正後でございますけれども、議長が26万3,000円、副議長、19万4,000円、常任委員長、議会運営委員長、18万4,000円、議員、17万4,000円、いずれも月額でございます。現行、改正前よりも3%、およそ3%の引上げということでございます。

続いて、議案第16号を説明させていただきます。

特別職の給与に関する条例の改正でございます。

改正後をご覧いただきたいと思います。

村長が65万円、副村長、53万6,000円、教育長、49万5,000円、月額でございます。いずれもおよそ3%の引上げということでございます。

説明は以上です。

○議長（小澤 仁君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

初めに、議案第15号の質疑を許可します。質疑はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題になっております議案第15号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第15号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） 討論なしと認めます。

これより、議案第15号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号の質疑を許可します。質疑はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題になっています議案第16号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第16号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） 討論なしと認めます。

これより、議案第16号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

---

日程第15、議案第17号 関川村一般職の給与に関する条例の一部を改正する条例

○議長（小澤 仁君） 日程第15、議案第17号 関川村一般職の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 議案第17号は、関川村一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でございます。

これは、新たに政策監という職を設けるため、条例の一部を改正するものでございます。

政策監の役割としましては、村長、副村長の補佐、課をまたがる重要政策の調整などを担うものであります。

なお、副村長につきましては、令和3年4月から3年間務めていただきました角 幸治さんが3月31日をもって辞職されます。4月以降、適任者を選任するまでの間、副村長の役割を政策監に担当させます。

条例改正の詳細につきましては総務課長に説明させます。

○議長（小澤 仁君） 総務課長。

○総務課長（野本 誠君） それでは説明をさせていただきます。

まず、政策監でございますけれども、規則改正によりまして設けております。それで、関連いたしまして、このたびの条例改正がございます。

まず、第20条でございますが、管理職手当ということで、政策監の管理職手当でございます。政策監については、100分の20を超えない範囲内において規則で定める額とするという規定でございます。

それから、下の別表2でございますが、ページまたがっております、次のページをお願いいたします。

改正後でございますが、5級、6級に、それぞれ政策監、そして室長を加えております。室長については、脱炭素推進室長ということでございます。

説明は以上でございます。

○議長（小澤 仁君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。10番、鈴木さん。

○10番（鈴木紀夫君） 10番、鈴木です。

政策監という新しい役職を設けられるということで、部課長制というようなものが入るのかなと思っていたんですけれども、新しく政策監ということですので、副村長が3月31日で退職されるということで、その後任というような形を取るというような説明でしたけども、副村長、新たにまた設けた場合は、この政策監というのはまたなくなるということでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 副村長が配置されれば必ず政策をなくすという意味ではございませんが、今回、副村長の適任者がいないということで、副村長の役割を政策監に担わせます。副村長が配置された場合に、政策監としての職が要るか要らないか、必要かどうかというのは、それはその時点で判断をしたいと思います。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。

10番、鈴木さん。

○10番（鈴木紀夫君） それでは、副村長の役を担うというようなことの説明でしたが、副村長室を政策監室という形で設けて、そこに常駐するような形になるのでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） いや、そのようなことは考えておりません。

○議長（小澤 仁君） これで答弁を終わります。

ほか質疑はありませんでしょうか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(小澤 仁君) これで質疑を終わります。

ただいま議題になっております議案第17号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小澤 仁君) ご異議なしと認めます。したがって、議案第17号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(小澤 仁君) 討論なしと認めます。

これより、議案第17号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小澤 仁君) ご異議なしと認めます。したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

---

日程第16、議案第18号 関川村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

○議長(小澤 仁君) 日程第16、議案第18号 関川村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長(加藤 弘君) 議案第18号は、関川村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例でございます。

これは、令和6年4月から保育園の食事で主食も提供することに伴い、条例内にある副食を給食に改めるものでございます。

詳しくは健康福祉課長に説明させます。

○議長(小澤 仁君) 健康福祉課長。

○健康福祉課長(渡邊浩一君) それでは、議案第18号 関川村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について説明いたします。

新旧対照表をご覧ください。

村では、令和6年4月から、保育園においておかずのみの副食の提供からご飯などの主食も提供し、給食とすることとしております。

なお、この副食、給食に関する定めにつきましては、別に要綱で定めてございます。

今回改正するこの条例でございますけれども、こちらは、子ども・子育て支援法の規定に基づき、村の保育施設等の運営に関する基準を定めているものでございますが、第13条において、利用者負担額等の受領を定めております。その中で、現在、副食という用語が2か所ございますので、そちらを給食に改めるというものでございます。

また、15条以降につきましては、令和5年9月15日に特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令が公布されたことに伴い、引用の改正と読替規定を追加するものでございます。

説明は以上です。

○議長（小澤 仁君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第18号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第18号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） 討論なしと認めます。

これより、議案第18号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

休憩します。15時10分まで。

午後3時00分 休憩

---

午後3時10分 再開

○議長（小澤 仁君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

---

日程第17、議案第19号 関川村精神障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

○議長（小澤 仁君） 日程第17、議案第19号 関川村精神障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 議案第19号は、関川村精神障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例でございます。

これは、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律が改正され、第5条に第2項が追加されたことに伴い、村条例で引用しております規定の条項ずれに対応するものでございます。

説明は以上です。

○議長（小澤 仁君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。9番、平田 広さん。

○9番（平田 広君） 9番の平田です。

これも介護保険法、前は9番まであったんですけども、今回13番まで増えています。これは国の法改正によってそれに合わせるということなんですか。

○議長（小澤 仁君） 平田議員、今、第19号です。（「失礼しました」の声あり）

質疑を求めます。質疑はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題になっております議案第19号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第19号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） 討論なしと認めます。

これより、議案第19号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

---

日程第18、議案第20号 関川村介護保険条例の一部を改正する条例

○議長（小澤 仁君） 日程第18、議案第20号 関川村介護保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 議案第20号は、関川村介護保険条例の一部を改正する条例でございます。

これは、令和6年度から令和8年度における介護保険料の基準額を現行の月額7,000円から6,500円に減額し、被保険者の区分を改めるものです。

詳しくは健康福祉課参事に説明させます。

○議長（小澤 仁君） 健康福祉課佐藤参事。

○健康福祉課参事（佐藤恵子君） 議案第20号 関川村介護保険条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

新旧対照表をご覧ください。

第2条において、保険料率の年度が令和6年度から令和8年度に改正となります。

また、国の制度改正により、保険料段階が9段階から13段階となります。基準となるのは、第5号で年額7万8,000円ですが、月額にすると、先ほど村長の話にもありました6,500円となります。

2ページをご覧ください。

第2項から第4項において、先ほどの保険料段階の第1号から第3号の保険料の減額について規定してあります。

第4条第4項において、端数の額を100円未満から10円未満といたします。

以上です。

○議長（小澤 仁君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題になっております議案第20号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第20号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） 討論なしと認めます。

これより、議案第20号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

---

日程第19、議案第21号 関川村有温泉条例の一部を改正する条例

○議長（小澤 仁君） 日程第19、議案第21号 関川村有温泉条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 議案第21号は、関川村有温泉条例の一部を改正する条例でございます。

これは、特別会計の経営の安定化を図るため、温泉使用料を改定するものです。

詳しくは副村長に説明させます。

○議長（小澤 仁君） 角副村長。

○副村長（角 幸治君） 議案第21号 関川村有温泉条例の一部を改正する条例についてでございますが、当該条例は、特別会計の経営の安定化を図るため、温泉使用料を毎分1リットル当たり月額1,600円を2,500円に改定するものでございます。

以上です。

○議長（小澤 仁君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。9番、平田 広さん。

○9番（平田 広君） 9番平田です。

これ2年前に1,300円から1,600円に上げたんですよね。2,500円、大分上がったけれども、特に地元からは不満はなかったですか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。副村長。

○副村長（角 幸治君） 値上げについてでございますけれども、現在、この村有温泉につきましては、中小企業等協同組合を設立し、管理運営を移管する作業を進めているところでございますけれども、その過程で、移行後の組合が自立的に経営できる金額が2,500円ということで、2,500円に上げるものでございます。

ただ、現在、その移行作業が令和6年度当初完了予定が、今、進捗が滞っておりまして令和6年度前半は特別会計で運営する必要があるものですから、特別会計における料金改定を今回上げさせてもらうという経緯がございます。

ちなみに、この移行については地元も了解しておりまして、この金額についても了解いただいているところでございます。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。

10番、鈴木紀夫さん。

○10番（鈴木紀夫君） 10番、鈴木です。

ただいまの質問とちょっとかぶるんですけども、個人宅への給湯はほぼ断念したというようなことでよろしいですか。

公共施設の給湯のみという状況で進めると。それも組合というんですかね、村ではなくてそういった協同組合をつくって、そちらへ移管するというような考えでよろしいでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。副村長。

○副村長（角 幸治君） 個人宅への配湯についてでございますが、個人宅への配湯については、現段階では断念しておりまして、令和5年度に、各個人宅のお風呂の改修補助を設けまして、皆さん内湯に移行されているということでございます。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。ほか。

10番、鈴木さん。

○10番（鈴木紀夫君） それで、先ほどの答弁のところで、まだ進まない部分があるので、しばらく村のほうで特別会計でちょっと面倒見ましょうというような考えの答弁でしたけれども、その間は村である程度負担していくというような考えでよろしいでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。副村長。

○副村長（角 幸治君） 現時点では、設立が令和6年度後半にずれ込むことが想定されておりますので、少なくとも半年間は村が直接この温泉を運営していくことを考えております。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。

ほか質疑ありませんでしょうか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） これで質疑を終わります。

ただいま議題になっております議案第21号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第21号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） 討論なしと認めます。

これより、議案第21号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

---

日程第20、議案第22号 関川村道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

○議長（小澤 仁君） 日程第20、議案第22号 関川村道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 議案第22号は、関川村道路占用料徴収条例の一部を改正する条例でございます。

これは、道路法施行条例の一部改正により道路占用料が見直されたため、村の道路占用料も改定するものです。

詳しくは建設課長に説明をさせます。

○議長（小澤 仁君） 河内建設課長。

○建設課長（河内信幸君） 議案第22号、関川村道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例について詳細を説明します。

道路法施行令の一部改正により、新潟県道路占用料徴収条例の一部が改正され、道路占用料が見直されたことにより、村道の道路占用料についても同様に改定をするものです。

改正点としましては、道路占用料の大半が引上げられたほか、一部が細分化されております。

新旧対照表の2ページ目をご覧ください。

改正前の欄の中段、法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設が同一の区分であったものが、改正後の欄では分離し、第3号の施設を自動運行補助施設として細分化されました。

以上で説明を終わります。

○議長（小澤 仁君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。10番、鈴木さん。

○10番（鈴木紀夫君） この改正前、改正後のところの金額の部分で、これは恐らく書いていないんですけれども、円でよかったかなと思いますけれども、2ページ目のこの金額が右に行ったり左行ったりしているようなところもあるんですが、これは何か意味があるんでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。建設課長。

○建設課長（河内信幸君） この部分に関しましては、1平方メートル当たりの面積に係る乗率と  
いうことの意味合いです。

○議長（小澤 仁君） 鈴木さん、大丈夫ですか。

ほか質疑ありませんか。10番、鈴木さん。

○10番（鈴木紀夫君） この右に行っているというのは、料金ではないということによろしいでしょ  
うか。

○議長（小澤 仁君） 右に行っている意味がちょっとよく分からないですけれども。（「何で右に  
行っているのかなということ」の声あり）その右に行っているという意味が分からないんですけれ  
ども、どこのところか具体的に指してもらっていいですか。

○10番（鈴木紀夫君） 表の2ページ目の（「5の2ですね」の声あり）中段にあるんですけれども、  
（「32条」の声あり）はい。（「32条の」の声あり）3とか8とか680というやつですね。何か意  
味があるんですか。

○議長（小澤 仁君） 建設課長。

○建設課長（河内信幸君） 左の改正後の3円、8円、680円というのは金額で、1メートルについ  
て1年に3円、その他のものは8円、表示柱、その他の柱類については、1本につき1年680円と  
いうことでございます。

○議長（小澤 仁君） あまり右左は意味ないと思います。

もう一回、10番、鈴木さん。

○10番（鈴木紀夫君） 同じところの改正前、改正後、そこから、2ページ目の下から新旧の対照が  
右のものと左のものと合っていないんですけれども、これ非常に見づらいんですけれども、これは  
合わせることはできないですか。

○議長（小澤 仁君） 建設課長。

○建設課長（河内信幸君） 新旧対照表の1ページ目のところで、右のほう、改正前のところの太枠  
で囲まれた部分を、そっくり左側の太枠で囲まれた部分に全部訂正しますと、そういう意味合いで  
記載をしております。

議員が求められているように、訂正後、訂正前で変わった部分を下線で引いているというやり方  
ではございません。

○議長（小澤 仁君） これで答弁を終わります。

そのほか質疑ありますでしょうか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） これで質疑を終わります。

ただいま議題になっております議案第22号については、会議規則第39条第3項の規定により、委

員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小澤 仁君) ご異議なしと認めます。したがって、議案第22号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(小澤 仁君) 討論なしと認めます。

これより、議案第22号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小澤 仁君) ご異議なしと認めます。したがって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

---

日程第21、議案第23号 過疎地域持続的発展計画の変更について

○議長(小澤 仁君) 日程第21、議案第23号 過疎地域持続的発展計画の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長(加藤 弘君) 議案第23号は、過疎地域持続的発展計画の変更についてでございます。

これは、脱炭素社会実現に向けた事業の追加など、令和6年度以降の事業計画を見直すものでございます。

具体的な内容は副村長に説明させます。

○議長(小澤 仁君) 副村長。

○副村長(角 幸治君) 議案第23号 過疎地域持続的発展計画の変更についてでございます。

当該議案は、過疎地域持続的発展計画を変更するものでございます。

これは、令和3年4月1日施行の過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の定めに従いまして、令和3年9月議会で可決いただいた計画につきまして、事業名の変更を含む令和6年度以降の新規事業等の変更、追記を行ったものでございます。

当該計画につきましては、既に新潟県との変更協議を終え、村議会の議決を求めるものでございまして、議決いただき次第、総務大臣に提出することとなっております。

配付した資料をご覧ください。

主なものとしては、2番産業振興の、3もございしますが、下の2本が脱炭素関連、また、6番子育て関係、これも脱炭素関係でございます。そして、一番下、11番、再生可能エネルギーの利用推

進についても脱炭素関連ということでございます。

そのほか、所要の追加、変更を行っているものでございます。

説明は以上です。

○議長（小澤 仁君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。10番、鈴木さん。

○10番（鈴木紀夫君） 変更前、変更後の対照表のところ、共同堆肥舎改修事業とありますが、これは近代化にして臭害対策というようなことが目的として入っているのでしょうか。

○議長（小澤 仁君） もう1回。

○10番（鈴木紀夫君） 番号1ページの変更前、変更後の対照表のところ、下に斜線が引かれてある共同堆肥舎改修事業とありますけれども、これは近代化に向けた臭害対策というのも含んでいるのでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。副村長。

○副村長（角 幸治君） 今回の改修につきましては、堆肥舎の老朽化に伴いまして、屋根の修繕を行うものでございます。

○議長（小澤 仁君） これで答弁を終わります。

ほか質疑ありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） これで質疑を終わります。

ただいま議題になっております議案第23号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第23号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） 討論なしと認めます。

これより、議案第23号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

日程第22、議案第24号 下越福祉行政組合の共同処理する事務の変更及び規約の変更について

○議長（小澤 仁君） 日程第22、議案第24号 下越福祉行政組合の共同処理する事務の変更及び規約の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 議案第24号は、下越福祉行政組合の共同処理する事務の変更及び規約の変更についてです。

具体的な内容は健康福祉課長に説明させます。

○議長（小澤 仁君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡邊浩一君） 議案第24号 下越福祉行政組合の共同処理する事務の変更及び規約の変更について説明いたします。

組合が設置、管理する下越広域伝染病舎について、以前は、県立新発田病院の医療施設として貸し付けておりましたが、県立新発田病院が平成18年に移転、改築したことから、移転後は建物の管理のみを行っておりました。この土地と建物を令和5年6月1日付で新発田市に譲渡し、この施設の管理及び事務の共同処理の必要がなくなったため、下越広域伝染病舎の管理に関する事務を削るものです。

説明は以上です。

○議長（小澤 仁君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題になっております議案第24号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第24号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） 討論なしと認めます。

これより、議案第24号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第24号は原案のとおり可決されま

した。

---

日程第23、議案第25号 財産の無償譲渡について

○議長（小澤 仁君） 日程第23、議案第25号 財産の無償譲渡についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 議案第25号は、財産の無償譲渡についてです。

具体的な内容を副村長に説明させます。

○議長（小澤 仁君） 副村長。

○副村長（角 幸治君） 議案第25号 財産の無償譲渡についてでございます。

これは、平成21年度から22年度かけて村内全域に整備した光ファイバーケーブルが整備後約13年を経過いたしまして、今後、更新の際に多額費用が見込まれることから、整備当初から維持管理を委託している東日本電信電話株式会社に無償譲渡するものでございます。

なお、当該財産の譲渡により将来の村の財政負担が軽減されるとともに、引き続き利用者へ継続的かつ安定的なブロードバンドサービスの提供が可能となるものでございます。

説明は以上です。

○議長（小澤 仁君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。9番、平田さん。

○9番（平田 広君） 9番の平田ですが、赤字ということで業者のほうに無償提供するんですけども、そうなった場合、向こうでもやっぱり赤字になると思うんですけども、あれですか、その赤字分は今度、また利用者のほうから各、個々に値上げになるとか、そういう格好にはならないんですか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。副村長。

○副村長（角 幸治君） NTTが譲渡を受けた場合は、直営でやるわけですから、今、村は回線をNTTに貸し付けをしながら工事なんかも委託しておりますので、その分の費用が軽減されるため、NTTとしては直営でやっても採算が取れるのではないかというふうに考えております。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。

10番、鈴木さん。

○10番（鈴木紀夫君） これ無償譲渡でということですけども、今現在、このケーブルを村が持っていて、赤字だったんですか、それともプラスのものがあったんですか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。副村長。

○副村長（角 幸治君） このブロードバンドに関する収支についてでございますけれども、近年では年平均100万円ほどの村の持ち出しが生じている状況でございます。

○議長（小澤 仁君） これで答弁を終わります。

10番、鈴木さん。

○10番（鈴木紀夫君） これ13年たっているということですがけれども、この耐用年数内でもこの補助金返還しなくても大丈夫なものなのでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。副村長。

○副村長（角 幸治君） 今回、国との協議の中で、耐用年数以内であっても引き続き同様のサービスが提供されるということをもって補助金返還を免除していただいたところでございます。

○議長（小澤 仁君） これで答弁を終わります。

10番、鈴木さん。

○10番（鈴木紀夫君） 今、NTT東日本に対して無償とありましたけれども、ほかのこの電話会社、ブロードバンド会社に対する買ってくださいというような、そういったほかの、他社との交渉はされなかったのでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。副村長。

○副村長（角 幸治君） NTT以外にはやっておりません。

○議長（小澤 仁君） これで答弁を終わります。

そのほか質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） これで質疑を終わります。

ただいま議題になっています議案第25号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第25号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） 討論なしと認めます。

これより、議案第25号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

日程第24、議案第26号 令和5年度関川村一般会計補正予算（第10号）

○議長（小澤 仁君） 日程第24、議案第26号 令和5年度関川村一般会計補正予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 議案第26号は、令和5年度関川村一般会計補正予算（第10号）でございます。

決算を見通した内容で予算編成をしております。

具体的な内容は総務課長に説明させます。

○議長（小澤 仁君） 野本総務課長。

○総務課長（野本 誠君） それでは、一般会計補正予算（第10号）を説明させていただきます。

第1条が、歳入歳出予算の補正です。3億5,030万円を追加し、予算総額62億9,980万円とする。

第2条で繰越明許費。

第3条、地方債の補正でございます。

14ページをお開き願います。

歳出からでございます。

決算を見越した予算補正でございまして、減額がほとんどですけれども、一部増額がございます。

その辺を中心にご説明をさせていただきます。

2款1項総務管理費、ふるさと納税システム使用料70万円、不足が生じた補正でございます。

15ページをお願いいたします。

村づくり総合対策基金の積立金で400万円、村出身の方からご寄附をいただきました。その分を積み立てるというものでございます。

3款民生費1項社会福祉費です。国保会計への繰り出しで44万円です。

16ページ目ですけれども、2項児童福祉費、児童手当システム改修委託料93万5,000円、制度改正に伴うものであります。

4款衛生費2項清掃費です。し尿処理運営委託料59万円、村上市への委託の精算でございます。

17ページです。

3項上水道費、簡易水道事業会計補助金350万円、電気料金が高騰しております、それに対応する補助金であります。国の交付金を活用いたします。

5款農林水産業費1項農業費です。補助金が2つありまして、機構集積協力金交付金67万1,000円、そして、園芸作物等高温湯水総合対策事業補助金20万円、こちらのほうはコンニャク生産者に対する種芋代の補助でございます。それから、県営の関係で、県営経営体育成基盤整備事業負担金1,030万円、圃場整備の関係でございまして、10%の負担率でございます。

7款土木費2項道路橋梁費です。県の負担金、県融雪施設工事負担金239万円、県道湯沢上関線の消雪井戸の掘り替えの工事でございます。

8 款消防費につきましては、常設消防運営委託料491万6,000円、村上市への委託の分でございます。

19ページです。

9 款教育費 1 項教育総務費、同和地区入学支度金助成金 3 万6,000円、2 名分でございます。それから、せきかわ歴史とみちの館の修繕料25万円、自動ドアの修繕でございます。

それから、13款の予備費に 8 億3,365万5,000円計上してございます。これは、この後ご説明いたします歳入に出てきます国の負担金、そして県の補助金が 2 つ、災害復旧事業債、これらを合わせるとこの金額となります。

この意味合いについて少し説明をさせていただきたいと思います。

災害復旧事業の多くは、令和 4 年度から令和 5 年度への繰越事業となっております。歳出予算は実際に繰越しをし、支払いをしております。一方、国の補助金は、令和 4 年度ではなく、令和 5 年度予算となったために、村の歳入としても、国の負担金、県補助金、付随する起債、いずれも令和 5 年度会計で予算計上することとなっております。そうしますと、令和 5 年度会計だけで見ると、災害復旧事業としては 8 億円の歳入はあるものの、それに対応する歳出がない形となります。よって、令和 5 年度予算の歳出として、予備費に歳入と同じ額 8 億円を計上したということでございます。この予備費を実際に支出するということではなくて、決算では 0 円ということになります。それで、これは財政上の措置ということでご理解をいただきたいと思います。

なお、令和 5 年度の決算のときになりますと、令和 4 年度の繰越しの予算と令和 5 年度の予算が一緒になって計算されますので、不都合はないということを申し添えさせていただきます。

少し長くなりましたけれども、ご理解をお願いしたいと思います。

続いて、歳入を説明させていただきます。

10ページ目でございます。

14 款国庫支出金国庫補助金、公共土木施設災害復旧費国庫負担金 2 億5,713万8,000円、これが予備費で説明した分でございます。

それから、国庫補助金で新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、物価高騰対策で 476万2,000円でございます。

次のページお願いをいたしまして、15 款県支出金の 2 項県補助金でございます。一番上の生活交通確保対策県補助金350万円、バス路線の補助金でございます。それから、集積交付金の精算で 67 万円。それから、コンニャクの種芋代の補助で10分の10の補助率で20万円でございます。同和地区の入学支度金の補助であります 1 万8,000円、県からは 2 分の 1 の補助でございます。それから、その下、災害復旧事業の補助金、2 つございますが、これが予備費で説明した補助金となります。

それから、17 款寄附金でございます。

一般寄附金で村出身の方から頂きました400万円でございます。

18款繰入金、基金繰入金です。財政調整基金は1,230万円の減額で補正させていただきました。そうしますと令和5年度の取崩しの予定額といたしましては、今のところ1億7,260万円ということになります。

それから、20款諸収入、雑入です。市町村振興宝くじ交付金148万3,000円。

次のページで、融雪施設電気料受入れ64万8,000円、融雪施設工事負担金受入れ113万6,000円、いずれも新潟県からでございます。

それから、21款村債、事業に合わせて精算で増減がございます。9番目の災害復旧事業債、3つございますが、6,500万円、これが予備費でご説明した金額でございます。

9ページお願いいたします。

第3表地方債補正でございます。

変更ということでございますが、圃場整備の関係で農業債が1,030万円の増額してございます。それから、消火栓の更新事業で、消防債30万円を増加しております。それから、災害復旧事業債につきましては、先ほど予備費で説明した金額ということになります。

最後に、8ページ、前のページをお願いいたします。

第2表繰越明許費でございます。令和6年度への繰越し事業でございます。

上から簡単に説明させていただきます。

戸籍住民基本台帳事業費、戸籍附票システム改修、マイナンバーカードシステムの改修でございます。価格高騰緊急支援給付金事業費、低所得者世帯に対する給付金事業でございます。災害救助費でございますが、令和4年の災害の関係で、湯沢地区の浴室改修の補助金であります。新型コロナウイルスワクチン接種事業費、国保連への事務手数料であります。合併処理浄化槽設置事業費、深沢地区の分でございます。それから、ごみ処理対策費、ごみ袋の製作であります。農業農村整備事業費、天神平上堤廃止工事の関係であります。県営土地改良事業負担金、女川圃場整備の関係です。消防の施設整備費は、消防ポンプの積載車でございまして、上関地区のものでございます。可燃発生災害復旧費、滝原地内の鍬江沢川災害復旧工事、もう一つが、内須川橋橋梁修繕工事でございます。

説明は以上でございます。

○議長（小澤 仁君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。5番、近 壽太郎さん。

○5番（近 壽太郎君） 5番、近です。

16ページの衛生費、ごみ処理対策費のプラスチックの容器包装資源ほか業務委託料159万円減になっているんですけども、たしかこれ今年度の予算では33トンぐらいを予定していたと思うんで

すけれども、これ予想よりも下回ったということでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 税務課長。

○住民税務課長（田村清洋君） 近議員の質問にお答えいたします。

想定の量よりも少なかったというところがまず大きいところでございますが、開始時期も、当初4月を予定していたのですが、それが10月にずれ込んだということもございまして、減額させていただきたいというところがございます。

○議長（小澤 仁君） これで答弁を終わります。

ほかに。近 壽太郎さん。

○5番（近 壽太郎君） 開始時期が遅れたということが一つの要因だということなんですけれども、ほかに何か要因となるようなことはありますか。

例えば、プラスチックの処理が高齢者にはちょっと煩雑で判断がつかないとか、そういうのは、そういう苦情というか、そういう問合せはありませんでしたか。

○議長（小澤 仁君） 住民税務課長。

○住民税務課長（田村清洋君） 質問にお答えいたします。

住民からの問合せの電話は何件かございましたが、それが量の増減につながるかどうかまでは把握しておりません。

以上です。

○議長（小澤 仁君） これで答弁を終わります。

ほかに質疑ありませんか。10番、鈴木さん。

○10番（鈴木紀夫君） 10番、鈴木です。

村出身の方が400万円寄附されたということですがけれども、この方というのは、名前はいいんですけれども、何かこう事業で成功されたとか、例えばこのお金を何かに、こういう使途に使ってくださいというような、何か話はあったんですか。

○議長（小澤 仁君） 答弁の前にすみません。

お諮りします。本日の会議時間を、議案第26号の議事が終了するまで延長したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） ご異議なしと認めます。したがって、本日の会議時間を延長することが可決されました。

答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（野本 誠君） お答えいたします。

寄附金を頂いたのは匿名ということでございましたけれども、使途につきましては特に指定はご

ございませんで、村で有効に活用してくださいということでございました。

村では今のところ基金に積立てをさせていただくということでございます。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。

そのほか質疑ありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第26号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第26号は委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） 討論なしと認めます。

これより、議案第26号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（小澤 仁君） お諮りします。本日の会議はこれで延会にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） ご異議なしと認めます。したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

明日、午前10時から会議を開きます。

大変お疲れさまでした。

午後3時54分 延 会